

報告第10号

読谷村国民保護計画の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定により読谷村国民保護計画を策定したので、同条第6項の規定により別紙のとおり報告します。

令和5年6月13日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

読谷村国民保護計画

令和5年3月

読谷村

1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
国民保護計画	指定行政機関の長、知事及び市町村長が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態対処法施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分局その他の国の地方行政機関で武力攻撃事態対処法施行令第2条に定める機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制等、国民保護措置の実施に関し必要な事項を定めたもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	県の区域において、ガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
利用指針	武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、武力攻撃事態等対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等(港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。)の利用に関する指針
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃

武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

2 法律・機関名等の略称

国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和の独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
国際人道法	武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、非人道的行為の処罰などを定めている国際法
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、平成17年3月に国が定めた「国民の保護に関する基本指針」
県国民保護計画	沖縄県国民保護計画
村国民保護計画	読谷村国民保護計画
県地域防災計画	沖縄県地域防災計画
村地域防災計画	読谷村地域防災計画
村国民保護協議会	読谷村国民保護協議会
県対策本部	沖縄県国民保護対策本部
村対策本部	読谷村国民保護対策本部
村現地対策本部	読谷村国民保護現地対策本部
県危機管理対策本部	沖縄県危機管理対策本部
県危機管理連絡会議	沖縄県危機管理連絡会議
村緊急処理事態対策本部	読谷村緊急処理事態対策本部
村危機管理対策本部	読谷村危機管理対策本部

目 次

第1編 総論	1
第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ	1
2 村国民保護計画の構成	2
3 村国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章 村の地理的、社会的特徴	11
第5章 村国民保護計画が対象とする事態	15
1 武力攻撃事態	15
2 緊急処理事態	16
第2編 平素からの備えや予防	17
第1章 組織・体制の整備等	17
第1 村における組織・体制の整備	17
1 村の各部局における平素の業務	17
2 村職員の参集基準等【法第41条】	19
3 消防機関の体制	21
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2 関係機関との連携体制の整備	24
1 基本的考え方	24
2 県との連携	24
3 近隣市町村との連携	25
4 指定公共機関等との連携	25
5 ボランティア団体等に対する支援【法第4条第3項】	26
第3 通信の確保	27
第4 情報収集・提供等の体制整備	29
1 基本的考え方	29
2 警報等の伝達に必要な準備	29
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5 研修及び訓練	36
1 研修	36
2 訓練	36
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	38
1 避難に関する基本的事項	38
2 避難実施要領のパターンの作成【法第61条】	39

3	救援に関する基本的事項.....	40
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
5	避難施設の指定への協力【法第 148 条】.....	41
6	生活関連等施設の把握等	41
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	43
1	村における備蓄	43
2	村が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	43
第4章	国民保護に関する啓発.....	45
1	国民保護措置に関する啓発.....	45
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	45
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	46
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	46
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	46
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	48
第2章	村対策本部の設置等.....	49
1	村対策本部の設置	49
2	通信の確保.....	56
第3章	関係機関相互の連携.....	57
1	国・県の対策本部との連携	57
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	57
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	58
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託.....	59
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 【法第 151、152 条】... ..	60
6	村の行う応援等.....	60
7	自主防災組織等に対する支援等 【法第4条3項、第22条】.....	61
8	住民への協力要請【法第 70 条】.....	61
第4章	警報及び避難の指示等.....	62
第1	警報の伝達等	62
1	警報の内容の伝達等	62
2	警報の内容の伝達方法 【法第 47 条】.....	63
3	緊急通報の伝達及び通知 【法第 99～101 条】.....	64
第2	避難住民の誘導等	65
1	避難の指示の通知・伝達 【法第 54 条】.....	65
3	避難住民の誘導	71
4	避難の種類.....	74
5	武力攻撃事態等における避難の留意点	76
第5章	救援	79
1	救援の実施	79
2	関係機関との連携	79

3 救援の内容.....	80
第6章 安否情報の収集・提供	81
1 安否情報の収集.....	81
2 県に対する報告【法第94条第1項】.....	82
3 安否情報の照会に対する回答	82
4 日本赤十字社に対する協力【法第96条】.....	83
第7章 武力攻撃災害への対処.....	85
第1 武力攻撃災害への対処	86
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	86
2 武力攻撃災害の兆候の通報	86
第2 応急措置等.....	87
1 退避の指示	87
2 警戒区域の設定	88
3 応急公用負担等	89
4 消防に関する措置等	90
第3 生活関連等施設における災害への対処等【法第102条第1～3項】.....	92
1 生活関連等施設の安全確保.....	92
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	92
第4 NBC攻撃による災害への対処等.....	94
1 NBC攻撃による災害への対処【法第107条】.....	94
第8章 被災情報の収集及び報告	97
第9章 保健衛生の確保その他の措置	98
1 保健衛生の確保.....	98
2 廃棄物の処理.....	99
3 文化財の保護.....	99
第10章 国民生活の安定に関する措置	101
1 生活関連物資等の価格安定.....	101
2 避難住民等の生活安定等	101
3 生活基盤等の確保	101
第11章 特殊標章等の交付及び管理.....	102
第4編 復旧等	104
第1章 応急の復旧	104
1 基本的考え方	104
2 公共的施設の応急の復旧	104
第2章 武力攻撃災害の復旧.....	105
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....	106
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	106
2 損失補償及び損害補償.....	106
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん【法第161条】.....	106

第5編 緊急対処事態への対処	107
1 緊急対処事態【法第 172 条～183 条】	107
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	107

第1編 総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

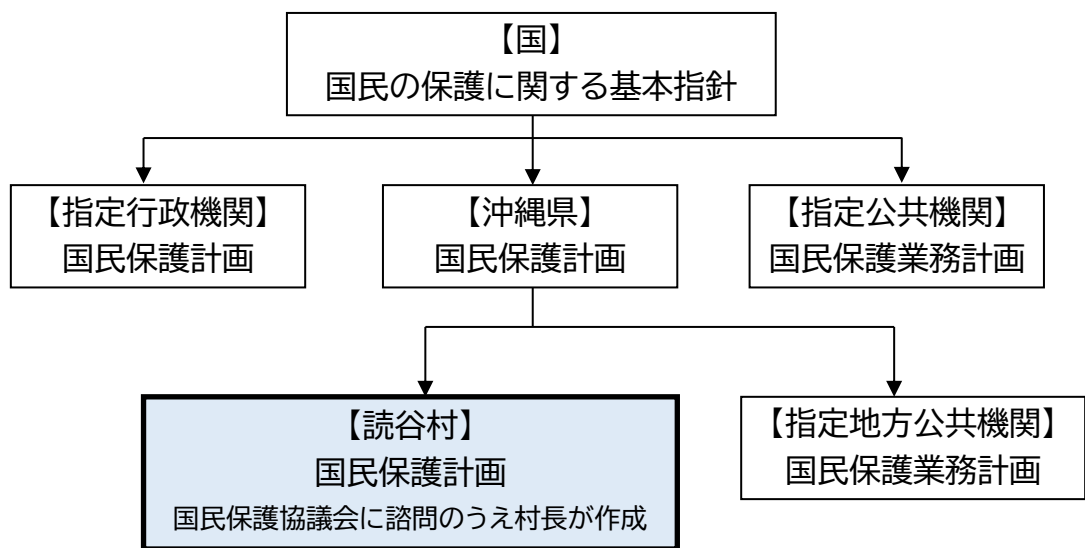
(1) 村の責務【法第3条第2項】

村(村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、村国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 村国民保護計画の位置づけ【法第35条】

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

【国民保護計画関連図】



(3)村国民保護計画に定める事項【法第35条第2項】

村国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

- ① 村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 村が実施する警報の伝達、避難誘導、救援の実施、避難実施要領の策定、関係機関の調整等国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、村の区域に係る国民保護措置に関し村長が必要と認める事項

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1)村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2)村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする(ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更について

は、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重【法第5条】

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済【法第6条】

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供【法第8条】

村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保【法第3条4項】

村は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力【法第4条】

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重【法第7条】

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施【法第9条】

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8)国民保護措置に従事する者等の安全の確保【法第 22 条、法第 70 条第2項】

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

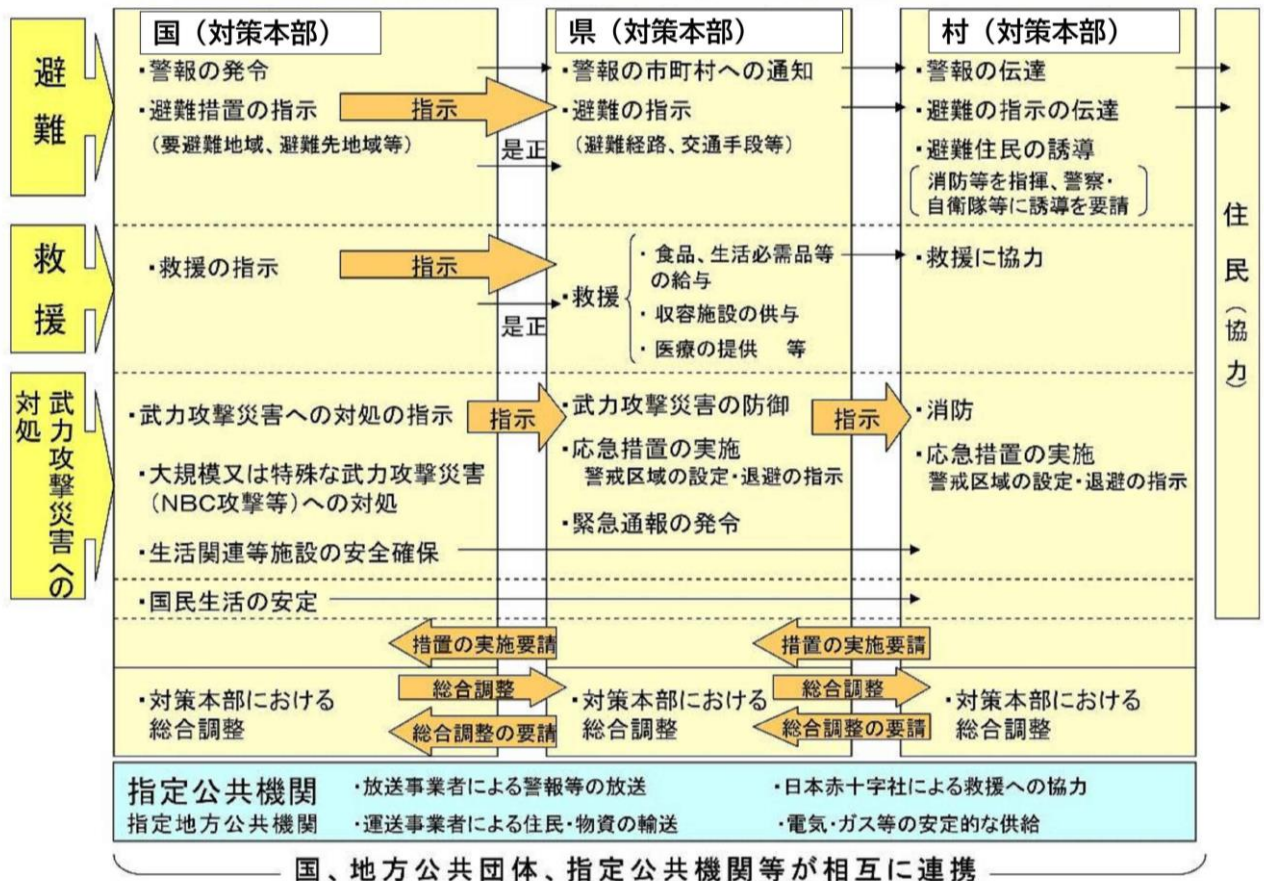
(9)外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】



村の事務【法第 16 条】

機関の名称	事務又は業務の大綱
読谷村	<ol style="list-style-type: none"> 1 村国民保護計画の作成 2 村国民保護協議会の設置、運営 3 村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県の事務【法第 11 条】

機関の名称	事務又は業務の大綱
沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関の事務【法第 33 条】

※県国民保護計画に記載されている事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
沖縄防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
総務省 沖縄総合通信事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
内閣府 沖縄総合事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会 5 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 6 農業関連施設の応急復旧 7 救援物資の円滑な供給の確保 8 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 9 被災中小企業の振興 10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 11 港湾施設の使用に関する連絡調整 12 港湾施設の応急復旧 13 運送事業者への連絡調整 14 運送施設及び車両の安全保安
沖縄地区税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入貨物の通関手続き
九州厚生局沖縄分室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
沖縄労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
九州森林管理局 (沖縄森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策復旧用資材の調達・供給
那覇産業保安監	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における武力攻撃災害時の応急対策

督事務所	2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保
大阪航空局(那覇空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
那覇航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
沖縄气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十一管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示伝達 2 海上における避難住民の誘導・運送、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有機物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

指定公共機関及び指定地方公共機関の事務【法第 2 条第2項、第 21 条、第 36 条】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む)の内容及び緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理

日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

(1)地形等

本村は、沖縄本島中部の西側にあつて東シナ海に面し、那覇市より北に 28kmに位置する。北は恩納村、東は沖縄市、南は嘉手納町に隣接している。村の東部から中央部までは、丘陵をなし、東シナ海へ緩やかに傾斜している。村域は、残波岬を突端にして東シナ海へカギ状に突き出た半島状の形状をなし、沖縄本島の幹線道路である国道 58 号が本村を縦断している。

■位置図



(2)気候

気候は、高温多湿・多雨で、気温の年日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃前後、年降水量は約 2,000mm程度である。2014 年には、1日最大 297.5mmの雨量を観測している。

夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が吹き蒸し暑い晴天の日が多く、熱帯夜が続く。冬は大陸高気圧の張出しで北～北東風が吹き曇雨天の日が多い。

(3)人口

人口及び世帯は 1983 年以降毎年1～2%程度の伸び率で増加している。令和 2 年国勢調査における本村の人口は 41,206人、世帯数 15,672世帯となっている。

しかし、老年人口は昭和 50 年では7.7%だったが平成 20 年では 16.1%平成 27 年では 18.5%、令和2年では 22.0%と増加しており、高齢化が進んでいる。

(4) 道路の位置等

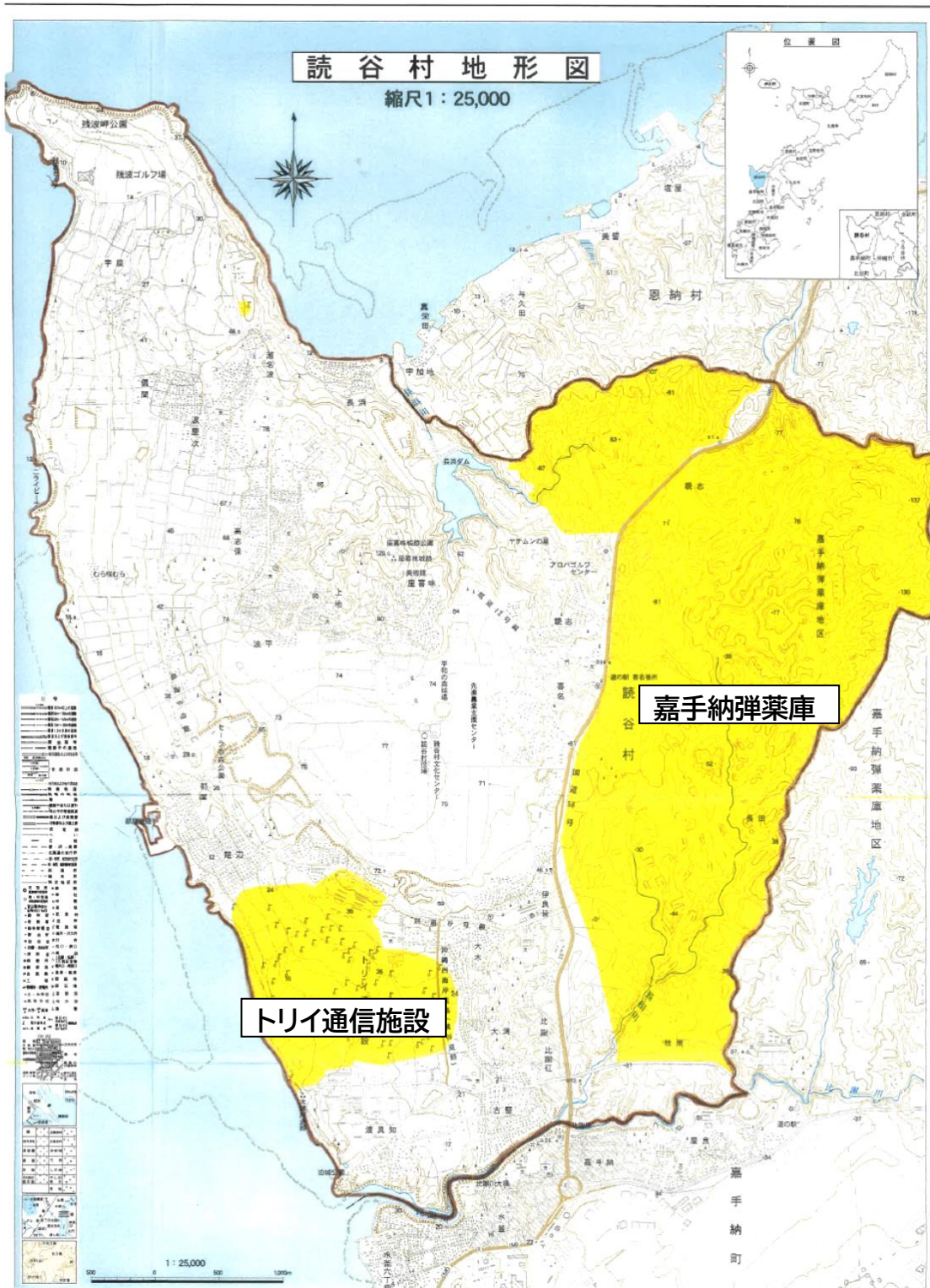
村域を広く縦断する国道 58 号が縦断し、村民センター地区で十字に交差する国道 58 号読谷道路及び村道中央残波線と、市街地、集落・田園住宅地区を環状に連絡する県道 6 号線、12 号線により十字環状道路網となっている。



(5) 米軍施設

① 米軍施設

本村には、トリイ通信施設、嘉手納弾薬庫の2施設があり、2022(令和4)年現在村土の約36%を米軍基地が占めています。



第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	主 な 特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none">・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none">・突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要。・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから主な被害は施設の破壊等が考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none">・発射された段階での攻撃目標を特定することは極めて困難である。・極めて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none">・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定される。

※ 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

2 緊急処理事態

村国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

類 型	事 態 例
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船、車両、貨物への攻撃 ・ダム破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・モノレール等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・住宅地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒物等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の各部局における平素の業務

村の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

※村の各部局における平素の業務【法第41条】

部局名	分 享 業 務
各部局共通	<ul style="list-style-type: none">・関係機関との連絡調整に関する事・所管する村有施設及び財産等の管理に関する事・所管する避難所の管理・整備に関する事・職員の初動体制の整備に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する業務の総括に関する事・村国民保護協議会の運営に関する事・村国民保護計画に関する事・村対策本部、村緊急対処事態対策本部に関する事・避難実施要領のパターンの作成に関する事・警報及び緊急通報の伝達に関する事・村民に対する啓発、広報に関する事・国民保護についての研修及び訓練に関する事・物資及び資材の備蓄に関する事・被災者、応急要員、物資等の緊急輸送計画に関する事・応急食料、生活必需品等の調達に関する計画策定に関する事・特殊標章等の管理及び交付等に関する事・職員の安否確認、配備調整に関する事・公用車の管理に関する事・国民保護対策の予算に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する情報の総括に関すること ・一般及び災害廃棄物処理計画に関すること ・避難地域における環境保全計画に関すること ・遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・防疫に関すること ・村民相談窓口の設置、運営計画に関すること ・安否情報の収集(報告・照会・回答)体制整備に関すること ・その他各部局に属さない国民保護措置等に関すること
ゆたさむら 推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・基地に関すること ・施設被害の収集計画に関すること ・庁内LAN、ネットワークの管理に関すること ・観光客への情報提供計画に関すること ・農道、漁港、農業集落排水施設等の管理に関すること ・家畜伝染病の予防、防疫に関すること
建設整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送計画の策定に関すること ・道路、橋梁等の管理及び応急対策計画に関すること ・緊急輸送道路の確保計画に関すること ・村営住宅に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ボランティア等の情報収集に関すること ・避難住民等の健康維持対策計画に関すること ・医療班、救護所との連絡調整に関すること ・災害救援物資の受付、仕分け及び搬送計画に関すること ・感染症の予防、防疫に関すること ・児童福祉施設、保育園利用者等の安全確保計画に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・村対策本部の出納に関すること ・義援金及び見舞金の受付、保管及び出納に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営計画に関すること ・小中学校における避難誘導計画に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の応急復旧計画に関すること ・応急給水計画の策定に関すること
議会事務局・ 選挙管理委 員会・農業委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局に対する支援に関すること
ニライ消防 本部・ニライ	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び消防団の体制整備に関すること ・武力攻撃災害への対処計画に関すること(消火活動・救急・救助)

消防団	を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関すること ・警報及び緊急通報の伝達に関すること ・情報収集・提供体制の整備に関すること
-----	--

※国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 村職員の参集基準等 【法第 41 条】

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、ニライ消防本部(以下、「消防本部」という。)及び読谷消防署並びに嘉手納消防署(以下、「消防署」という。)との連携を図りつつ、警備員や日直による担当職員(総務課)への連絡体制の整備を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	国民保護担当所管課(総務課)職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、村対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③村対策本部体制	全ての村職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	村の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	村の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	
事態認定後	村対策本部設置の通知がない場合	村の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		村の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	村対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 職員への連絡手段の確保

村の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、村対策本部長、村対策副本部長及び村対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【村対策本部長、副本部長及び本部の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
①村長(本部長)	副村長	総務部長	ゆたさむら推進部長
②副村長(副本部長)	総務部長	ゆたさむら推進部長	建設整備部長
③教育長(副本部長)	教育次長	教育総務課長	学校指導課長

(6) 職員の服務基準

村は、「(3) 職員参集基準①～③」の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

体制	参集基準
①担当課体制	・県及び関係機関からの情報収集、連絡調整
②緊急事態連絡室体制	・関係情報の収集、分析等に関すること ・報道機関への連絡発表に関すること ・地域住民に対する情報等の伝達及び避難の指示に関すること ・自衛隊、医療機関への対応要請に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
③村対策本部体制	第3編2章に定めるところによる

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、村における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、村は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が

実施できる体制を整備する。

(2) ニライ消防団の充実・活性化の推進等

村は、ニライ消防団(以下、「消防団」という。)が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済【法第175条】

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続してい

る場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保【法第35条第3項】

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、避難、救援等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 米軍との意思疎通

米軍基地周辺住民の避難等の国民保護措置に必要な事項については、県が在沖米軍担当窓口を通して意思疎通を図ることとなっている。また、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について(平成18年9月21日閣副安危第300号)」により国の考えが示されたところであり、県及び米軍、関係市町村との間で調整を行うこととなる。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連

携を図る。

(2) 県との情報共有

村は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 村国民保護計画の県への協議【法第 35 条第5項】

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携【法第 35 条第 4 項】

村は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関と

もに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援【法第4条第3項】

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社沖縄県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備【法第 156 条】

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、村の所有する通信網の整備により重要通信を確保するとともに、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

※施設・設備面及び運用面の体制整備及び留意事項

項目	内容
施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

運	<p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p>
用 面	<p>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>
	<p>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p>
	<p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p>
	<p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p>
	<p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備【法第126条】

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 個人情報の取扱い

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集等に際しては、個人情報保護令に基づき取り扱いに留意する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備【法第47条】

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線の活用

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等が的確かつ迅速に行えるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携した防災行政無線を活用する。

(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

村は、対処に時間的余裕のない辞退に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。

(4) 県警察及び第十一管区海上保安本部との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第十一管区海上保安本部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、医療機関、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式【法第94条】

村は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2

号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

なお、収集及び報告すべき情報は以下のとおりである。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)⑧ 負傷(疾病)の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡した住民
(上記①～⑦に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直前の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族、同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の回答又は公表	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 「⑫～⑭の希望又は同意欄」には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、希望は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

年 月 日 時 分
読谷村

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇村字△△A番地(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

(市町村名)	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第5 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国や県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、第十一管区海上保安本部及び県警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施【法第42条】

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリ

オ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練
- ② 村対策本部設置運営訓練
- ③ 警報・避難指示等の内容の伝達訓練
- ④ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】

- 村の地形図(卓上に広げられる大きさで地理的な状況が明らかな図)
- 区域内の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区域内の道路網図(国道、県道、村道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト(備蓄場所、数量、主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト(避難の際の安全を留意すべき一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿
- 臨時ヘリポートのリスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者への配慮【法第9条】

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避

難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

（4）民間事業者からの協力の確保【法第 70 条】

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（5）学校や事業所との連携【法第 42 条】

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成【法第 61 条】

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整【法第76条】

村は、県から救援の一部の事務を村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力【法第 148 条】

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会

7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
11号	毒性物質	経済産業省

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

県の措置に応じ、村は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回の依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者等への広報啓発など、施設の種別等に応じた警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察及び第十一管区海上保安本部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係【法第 146 条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材【法第 145 条】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県及び他の市町村等との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検【法第 142 条】

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法【法第43条】

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社沖縄県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、村は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

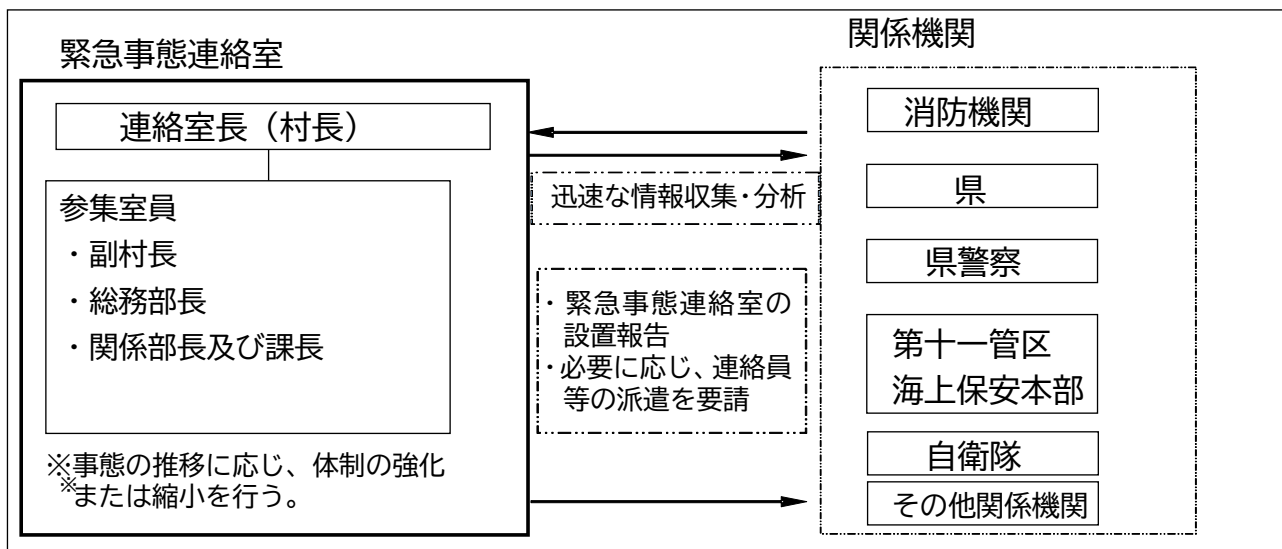
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 村長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、「村緊急事態連絡室」を設置する。「村緊急事態連絡室」は、村対策本部員のうち、総務部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※【村緊急事態連絡室の構成等】



- ② 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、村職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を村長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ③ 「村緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、村緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

村は、「村緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。村は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請【法第 16 条、17 条】

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 村対策本部への移行に要する調整

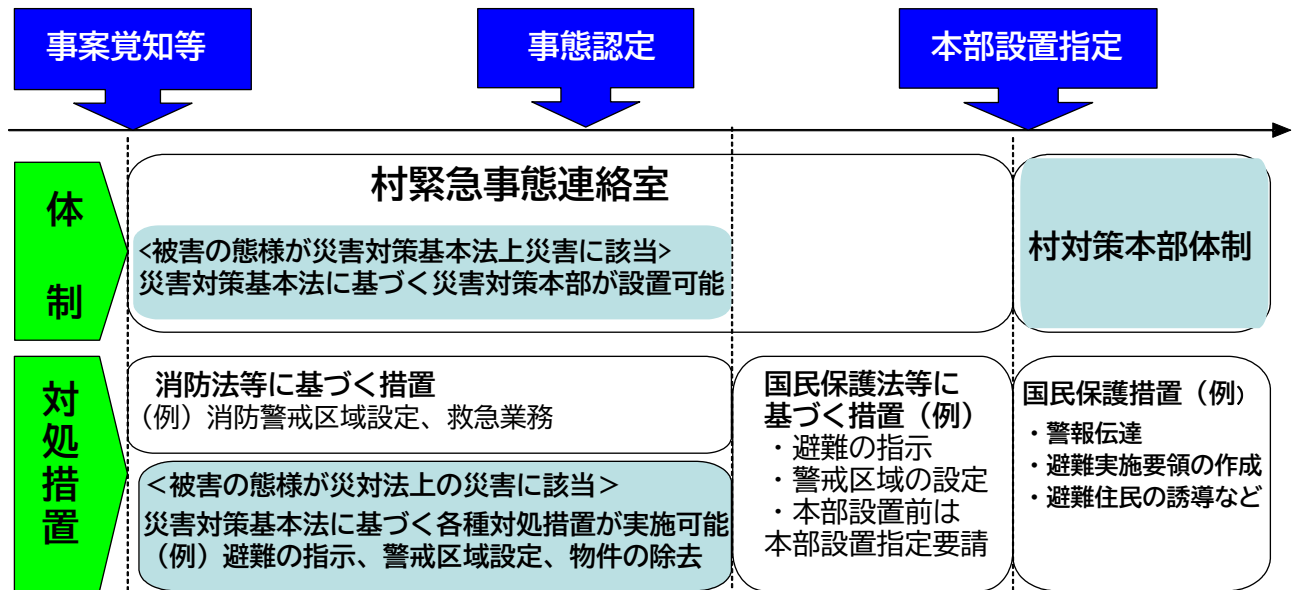
「村緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、村に対し、村対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「村緊急事態連絡室」を廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、村対策本部を設

置すべき村の指定の通知があった場合には、直ちに村対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、村対策本部長は、村対策本部に移行した旨を村関係部課に対し周知徹底する。

村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当所管課体制(総務課)を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 村対策本部の設置

(1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 村対策本部を設置すべき村の指定の通知【法第 25 条】

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて村対策本部を設置すべき村の指定の通知を受ける。

② 村長による村対策本部の設置【法第 27 条】

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替えるものとする。

③ 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、村対策本部に参集するよう連絡する。

④ 村対策本部の開設

村対策本部担当者は、村庁舎3階庁議室に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 村対策本部の代替機能の確保

村は、村対策本部が被災した場合等、村対策本部を村庁舎内に設置できない場合に備え、村対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、村長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものでは

ない。

また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

◆村対策本部の予備施設順位

順位	施設の名称
第1順位	読谷村文化センター
第2順位	読谷村立図書館
第3順位	世界遺産座喜味城跡ユンタンザミュージアム

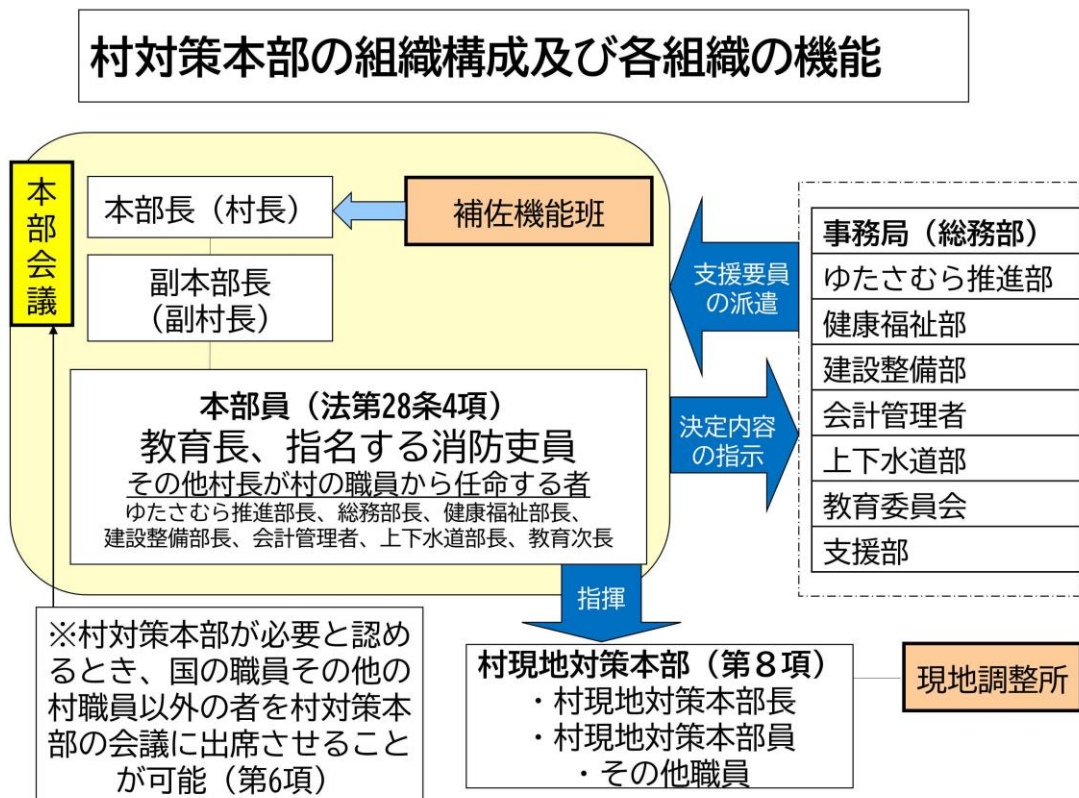
(2) 村対策本部を設置すべき村の指定の要請等【法第26条第2項】

村長は、村が村対策本部を設置すべき村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、村対策本部を設置すべき村の指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織構成及び機能【法第28条】

村対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

※【村対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 村対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施するものとする(村対策本部には、各部課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

※【村対策本部長の補佐機能の編成例】

	機 能
統括班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・村対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた村対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・村対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・村が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班 (企画政策課、デジタル社会推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・村対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班 (企画政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や村対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・村対策本部員や村対策本部職員のローテーション管理 ・村対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

※【村の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態等における業務
各部局共通	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・所管する村有施設等の被災情報収集及び応急・復旧対策に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・村対策本部の設置、運営及び廃止に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・警報及び緊急通報の伝達に関すること ・住民等の避難誘導に関すること ・避難所開設の指示等に関すること ・村各部、県、指定公共機関等との連絡調整に関すること ・自衛隊部隊等の派遣要請に関すること ・職員の安否確認、職員の配備調整に関すること ・国民保護措置に要する経費の予算措置に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する情報の総括に関すること ・食料、物資及び資材の提供に関すること ・特殊標章等の交付及び管理に関すること ・国民の権利利益の救済に関すること ・公的徴収金減免等に関すること ・安否情報の収集、整理、報告、照会への対応に関すること ・村民の相談窓口の設置、運営に関すること ・避難地域等における環境保全に関すること ・廃棄物処理に関すること ・遺体の措置埋葬・火葬に関すること
ゆたさむら 推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関すること ・国民保護措置に係る活動状況の記録に関すること ・米軍及び沖縄防衛局との連絡調整に関すること ・国民保護に関する情報登載、管理に関すること ・農畜産物及び水産物等の調整調達に関すること ・農道、農業廃水施設等の応急復旧に関すること ・農業、商工団体との連絡調整に関すること ・観光客への情報提供に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ボランティア受入配置、調整に関すること ・日本赤十字社沖縄県支部との連絡及び協力に関すること ・医療班、救護所の設置運営に関すること ・避難住民等の健康維持に関すること ・避難施設等における保健衛生及び防疫等に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・児童福祉施設、保育園利用者等の安全確保に関すること
建設整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅地の復旧に関すること ・被災建築物等の危険度判定の実施に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること ・道路、橋りょう等の保全及び応急対策に関すること ・応急仮設住宅の建設及び入居者募集、斡旋に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・村対策本部の出納に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の保全及び応急復旧に関すること ・応急給水の実施に関すること
議会事務局・選挙管理委員会・農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局に対する支援に関すること

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校への情報伝達の体制整備に関する事 ・児童生徒の安全確保及び避難誘導に関する事 ・児童生徒の安否情報の収集に関する事 ・避難所の開設、運営に関する事 ・学校施設・文化財等の被災状況調査及び復旧に関する事 ・被災児童生徒への学用品給与、校納金の減免等に関する事
消防本部・消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む。) ・住民の避難誘導に関する事

(4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【村対策本部における広報体制の例】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、ホームページ、SNS等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 村現地対策本部の設置【法第 28 条第 8 項】

村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

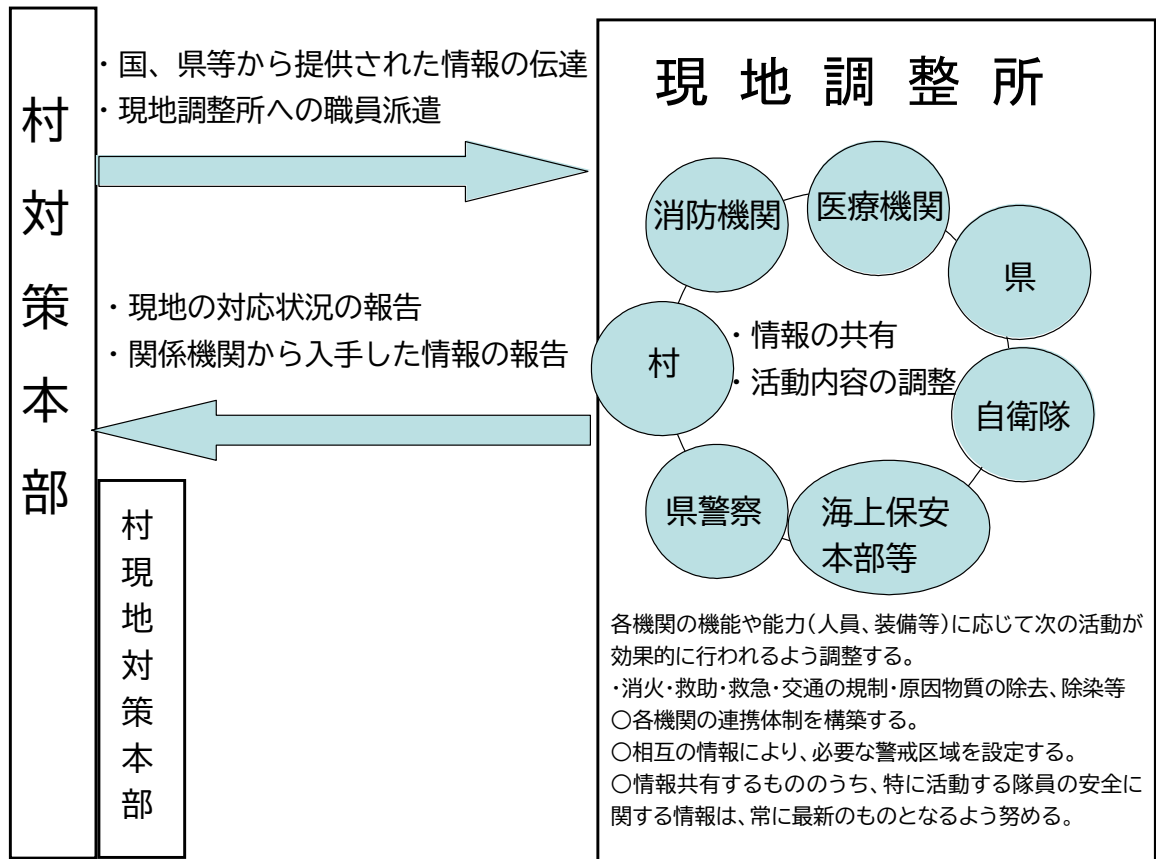
村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地にお

いて措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、村は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 村対策本部長の権限【法第 29 条】

村対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整【法第 29 条第 5 項】

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請【法第 29 条第 6 項】

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め【法第 29 条第 8 項】

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供

を求める。

- ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め【法第 29 条第 9 項】
村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。
- ⑤ 村教育委員会に対する措置の実施の求め【法第 29 条第 10 項】
村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して村対策本部を設置すべき村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省沖縄総合通信事務所にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携【法第 28 条第 8 項】

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請【法第 29 条第 7 項】

村は、村の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3)指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

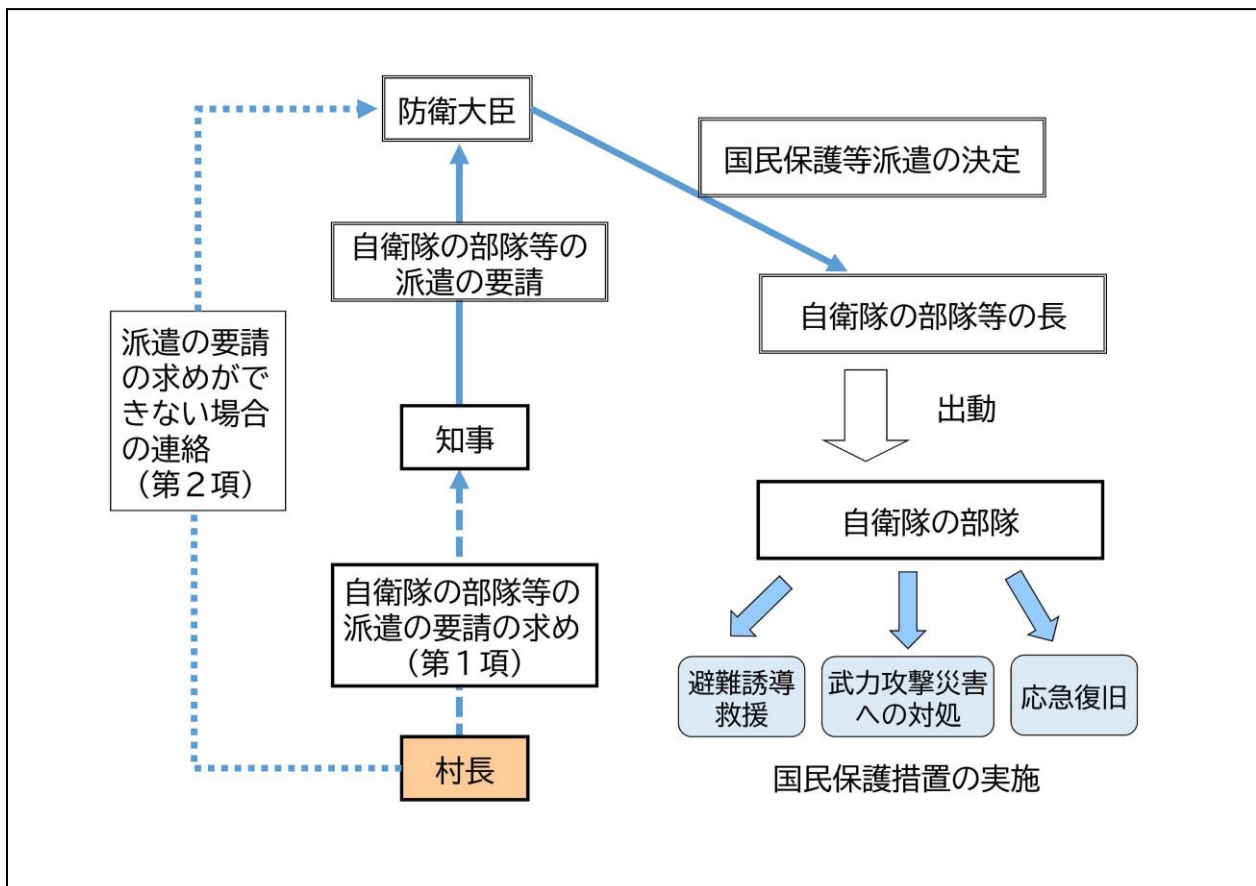
村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊沖縄地方協力本部長又は村国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては西部方面総監、海上自衛隊にあつては佐世保地方総監、航空自衛隊にあつては南西航空混成団司令等を介し、防衛大臣に連絡する。(法第 20 条)

【自衛隊の国民保護等派遣の要請フロー】



- ② 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

※自衛隊の活動内容

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り以下の国民保護措置を実施することとなっている。

項目	活動内容
①避難住民の誘導	誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
②避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
③武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等
④武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求【法第 17 条】

- ① 村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求【法第 18 条】

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託【法第 19 条】

- ① 村が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請【法第 151、152 条】

(1) 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 村は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 村の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等【法第 17 条】

① 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等【法第21条第2項】

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等【法第4条3項、第22条】

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、そのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請【法第 70 条】

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達【法第47条】

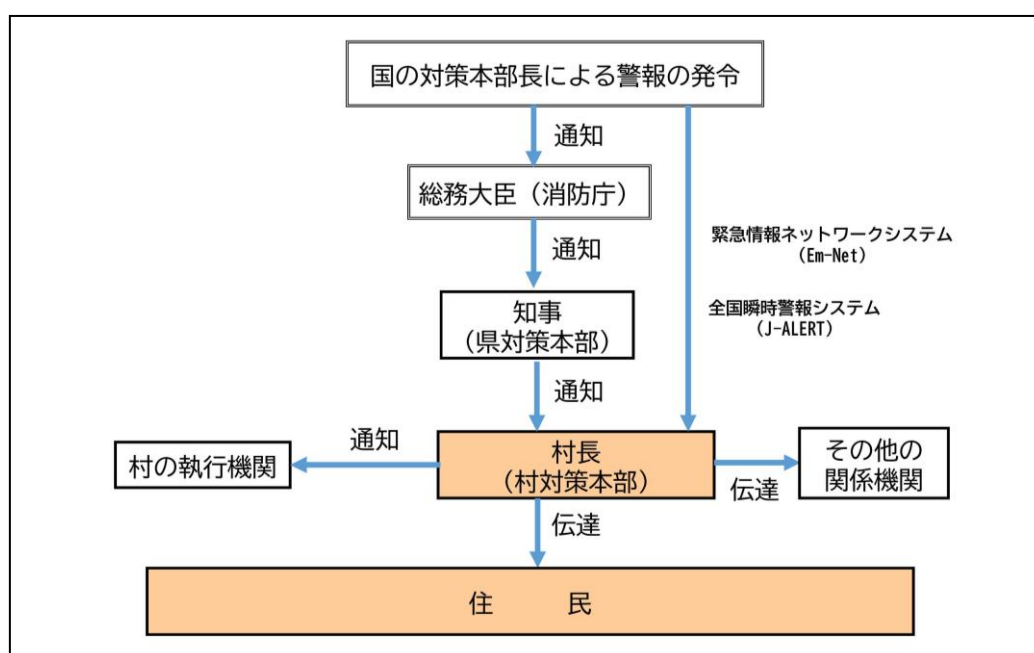
① 村は、県から警報の内容の通知を受けたときや、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、村漁業協同組合、村商工会、村観光協会など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

① 村は、村の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

② 村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村のホームページに警報の内容を掲載する。

【村長から関係機関への警報の通知・伝達】



2 警報の内容の伝達方法【法第 47 条】

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。村長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 村長は、職員を指揮し、消防長及び消防団長と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、村は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援

者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知【法第 99～101 条】

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の一例】

武力攻撃災害に関する緊急通報(一例)

沖 縄 県 知 事
年 月 日
時 分 発 令

○ 武力攻撃災害の現状及び予測

- ・読谷村○○海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様
- ・○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・現在、警察・海上保安庁・自衛隊等関係機関による調査が行われている。

○ 留意事項

- ・○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・その他不審者に関する情報等があれば、沖縄県知事公室防災危機管理課又は最寄りの警察、管区海上保安本部等、市町村、消防への電話、ファックス、電子メール等で連絡すること。

(沖縄県防災危機管理課 TEL:098-866-2143 FAX:098-866-3204)

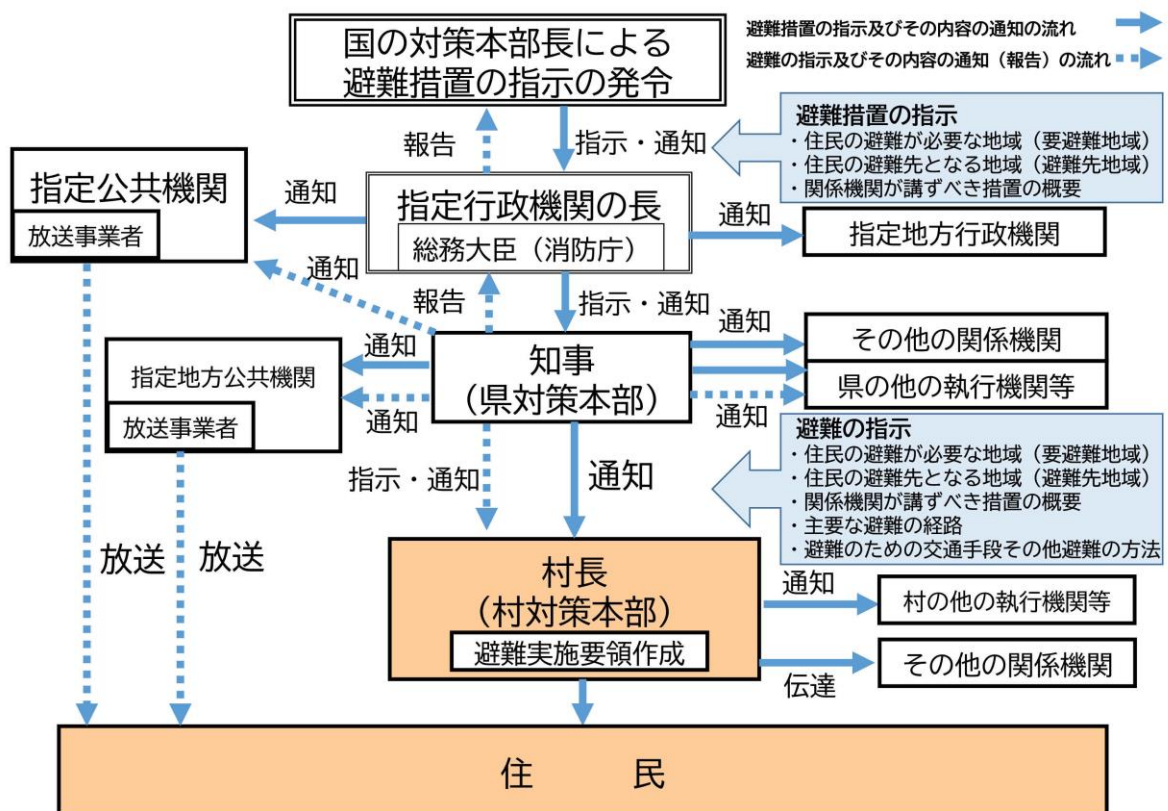
第2 避難住民の誘導等

村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。村が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達【法第 54 条】

- ① 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。その際、県より要避難地域と指定された地域については優先的に伝達を行うよう努める。

◆村長から関係機関への避難の指示の通知・伝達



※村長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

(1) 避難実施要領の策定【法第 61 条】

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ策定した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に「避難実施要領」を策定する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項(法定事項)

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

(3) 県国民保護計画における避難実施要領策定の際の主な留意事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実状に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合にあたっての留意事項
集合後の近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開

始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦村職員、消防職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係村職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

⑪避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫問題が発生した際の緊急連絡先等

避難誘導から離脱した場合など問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

◆避難実施要領の一例

避難実施要領(一例)

沖縄県 読谷村長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

読谷村における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) 読谷村のA1地区の住民は、B村のB1地区にあるB村立B1中学校体育館を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段(バス・船舶・その他)

バスの場合：読谷村A1地区の住民は、A村立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B村立B1中学校体育館に避難する。

船舶の場合：読谷村A1地区の住民は、読谷村A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、村職員等が割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・村対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

村で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、村職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

読谷村対策本部 担当 ○○○○

TEL 098-982-9200

FAX 098-982-9202

(4) 村の避難実施要領の策定の際における留意事項

- ① 避難の指示の内容の確認
地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握
屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送)
- ⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)
県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定
避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整
具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
- ⑧ 職員の配置
各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定
- ⑨ 関係機関との調整
現地調整所の設置、連絡手段の確保
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、村長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

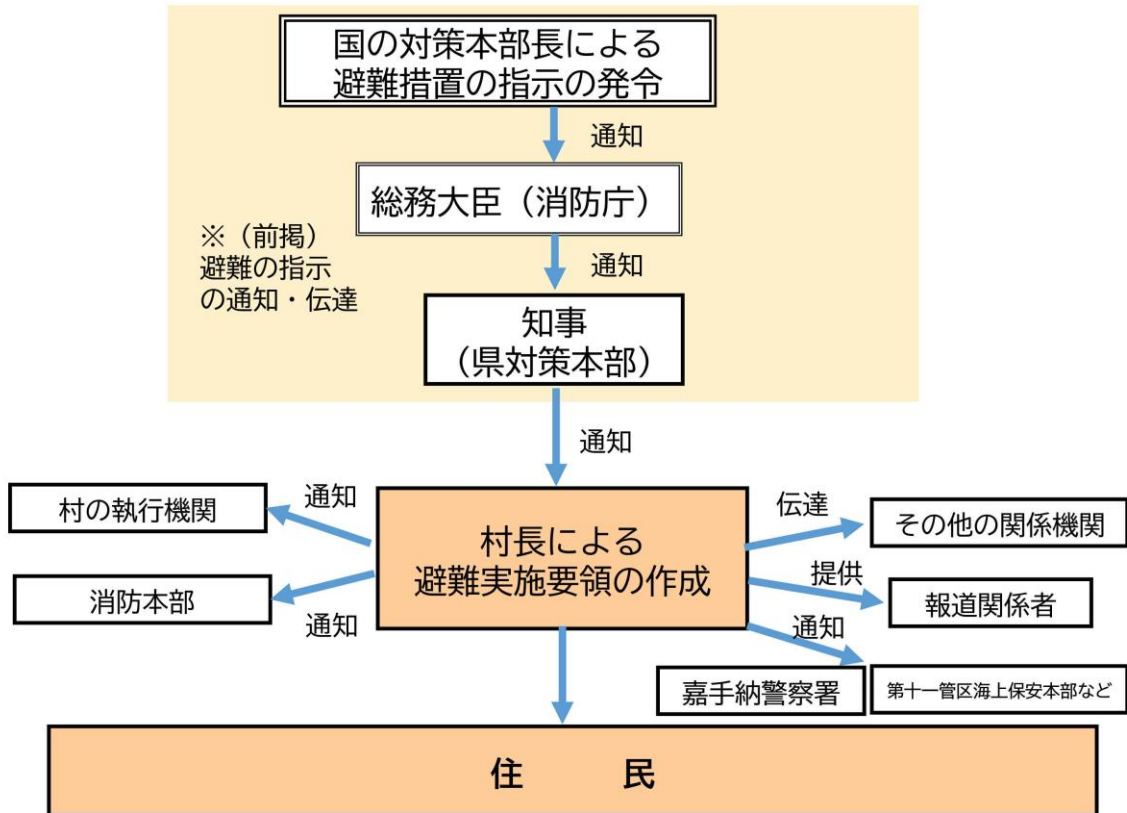
(5) 避難実施要領の内容の伝達等【法第 61 条第 3 項】

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、村の区域を管轄する消防長、消防団長、嘉手納警察署長、第十一管区海上保安本部長及び自衛隊沖縄

地方本部長並びにその他の関係機関に通知する。
さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

◆村長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 村長による避難住民の誘導【法第 62 条】

村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員を指揮するとともに、消防長及び消防団長と連携し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の各要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の各要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

本村の消防事務は、嘉手納町及び北谷町と共同処理（比謝川行政事務組合ニライ消防本部）しているため、消防本部は、一部事務組合の構成町村である村、嘉手納町及び北谷町（以下、「構成町村」という。）の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うことによる。この場合、村長は、比謝川行政事務組合の管理者等、消防本部の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から村国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防本部やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携【法第 63 条、64 条】

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、嘉手納警察署長、第十一管区海上保安本部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対

応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請【法第 70 条】

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供【法第 62 条第 6 項】

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

村は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮【法第 9 条】

村長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応【法第 66 条】

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必

要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

村は、自ら管理すべき道路において、通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等【法第 71 条、72 条】

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置【法第 69 条】

村長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

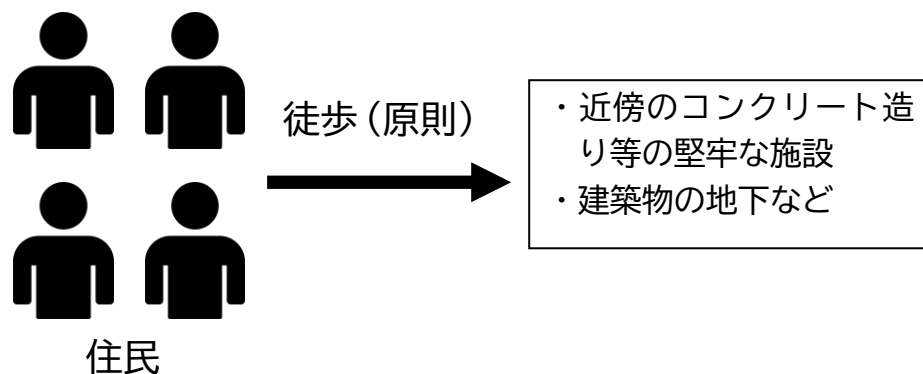
4 避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することになるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

(1) 屋内への避難

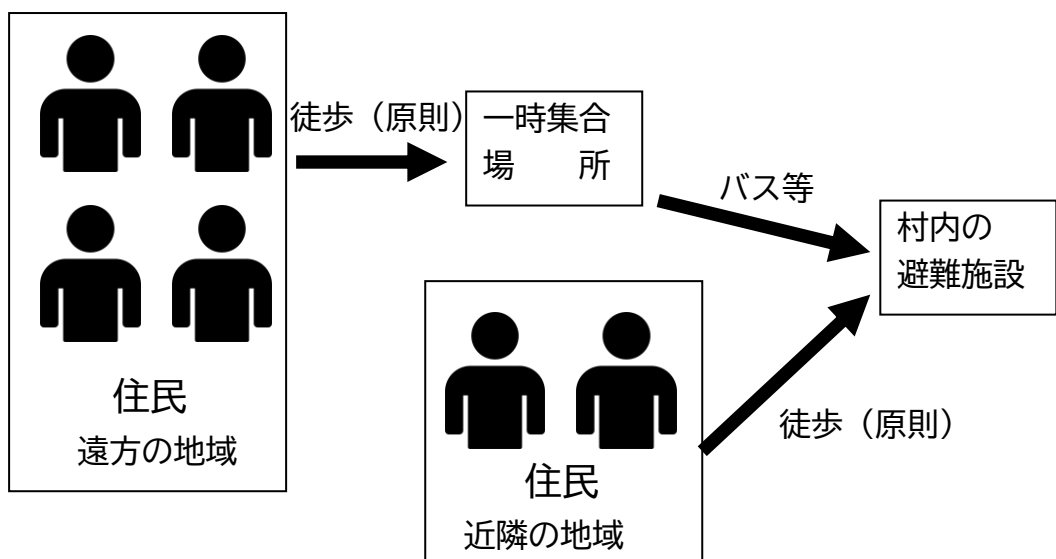
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が困難な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地下等の地下施設に直ちに避難する。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、安全な地域へ避難する。



(2) 村内への避難

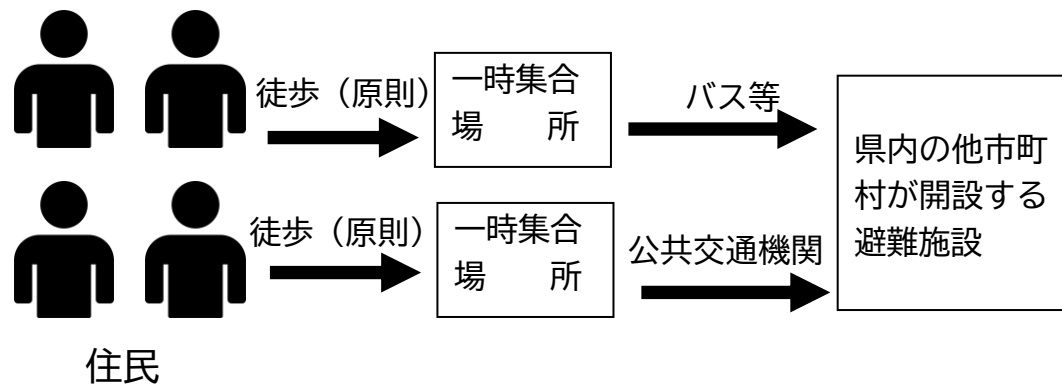
村内において避難する場合は、徒歩を原則として村内の避難施設に避難する。また、村内であっても遠方への避難が必要な場合は、県や村が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として一時集合場所等へ移動した後にバス等に分乗する。



(3) 県内の他市町村への避難

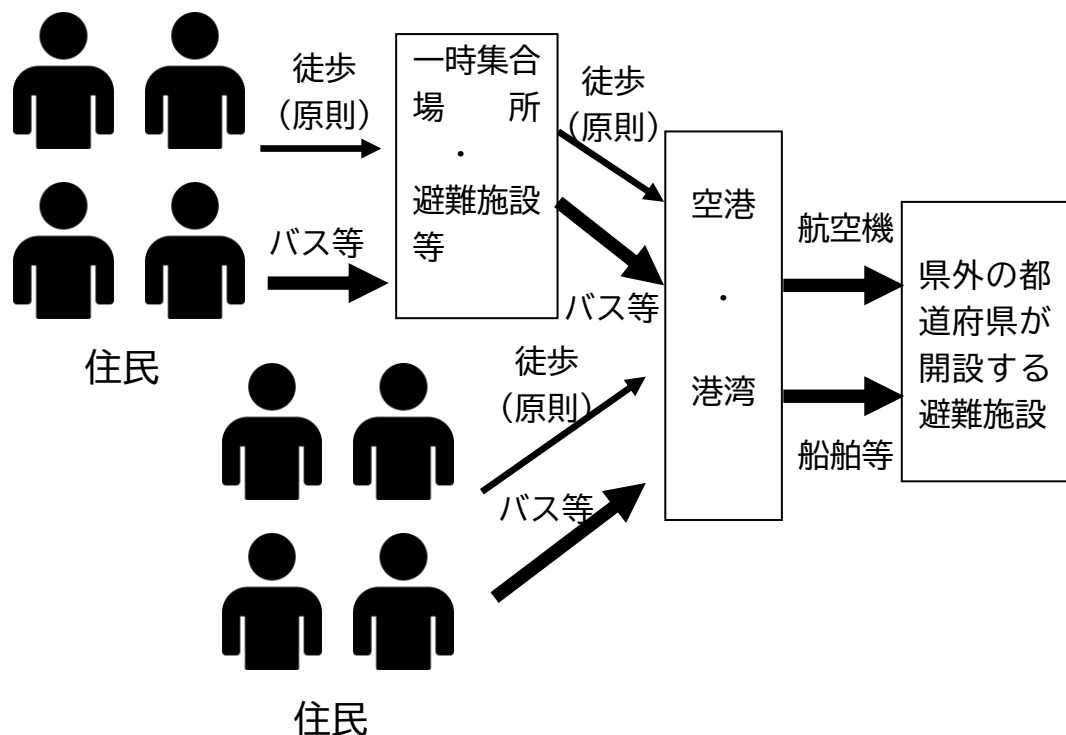
県内の他市町村へ避難する場合は、徒歩を原則として一時集合場所へ移動した後、県や村が要請したバス等により避難を行う。

また、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合には、当該交通手段による避難も行う。



(4) 県外への避難

大規模な武力攻撃災害等により県外の都道府県への避難が必要な場合は、航空機等の公共交通機関により避難を行う。ただし、航空機が通常運行していない場合は、県や村が指定する航空機や船舶等による避難を行う。この場合においては、徒歩を原則として、空港、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。



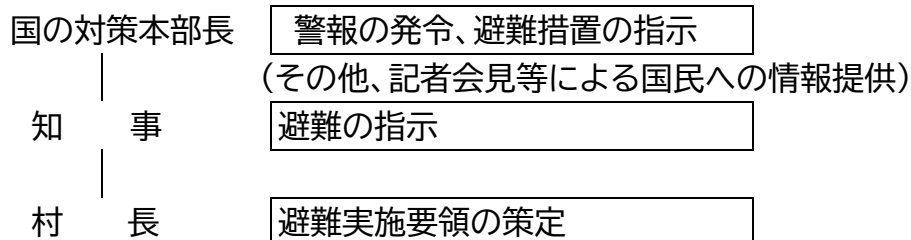
5 武力攻撃事態等における避難の留意点

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、攻撃目標を限定せずに広範囲に屋内避難の指示がされることから、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、村は避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、第十一管区海上保安本部及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、第十一管区海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の様相も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

NBC攻撃の場合

- ①避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置や風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。
- ②国の対策本部長から通知される、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害の場合

- ①事態の状況を見て、コンクリート屋内等への屋内避難を指示する。
- ②事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示する。
- ③事態の状況により、避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施【法第 75 条、法第 76 条、施行令第 9 条】

村長は、知事とあらかじめ調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助【法第 76 条第2項】

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携【法第77条】

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社沖縄県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社沖縄県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め【法第79条】

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求め等(73 ページ第3編第4章第2の3の(13))に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

村長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

村長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

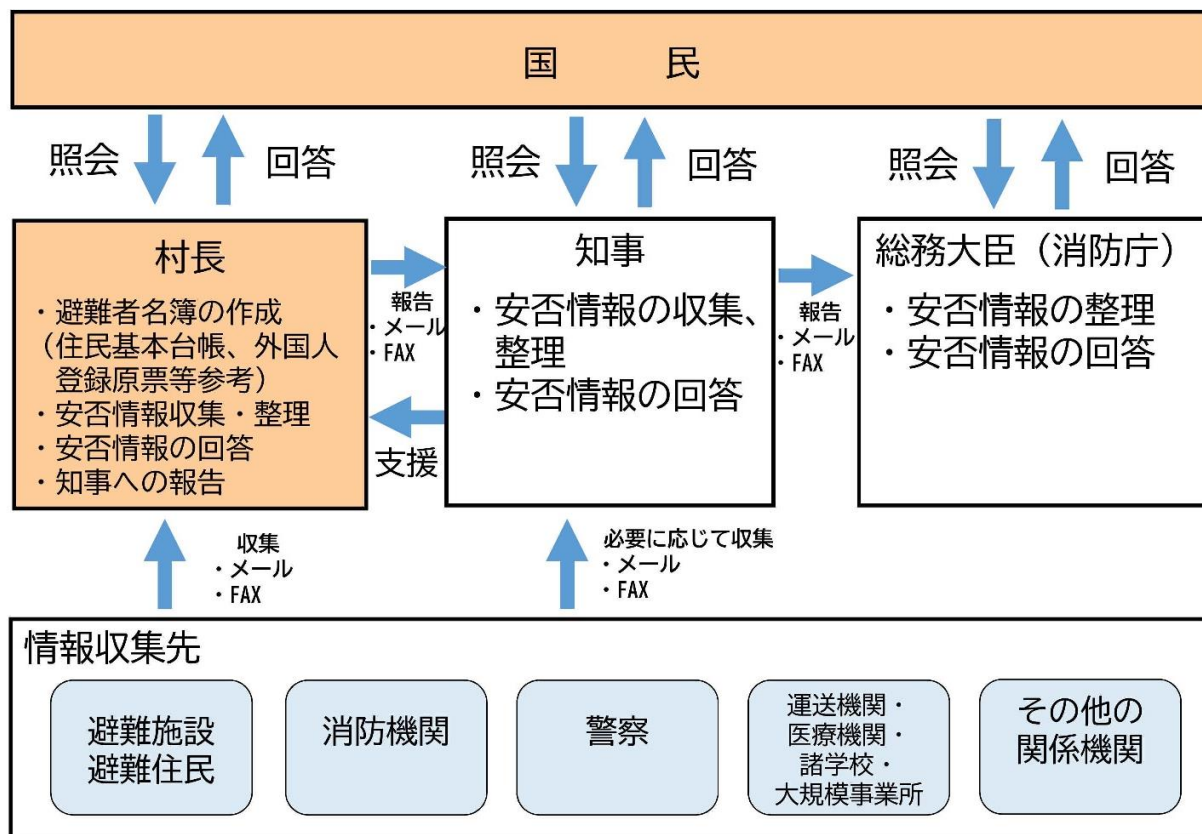
また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

なお、村は、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し適切な救援が実施できるよう配慮するとともに、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



※安否情報の収集・報告は安否情報省令に基づき行う。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集【法第94条】

村は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、村長が適当と認める方法によるものとする。

(参照:第2編第1章第4 3安否情報の収集整理及び提供に必要な準備)

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請【法第 94 条第3項】

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告【法第 94 条第1項】

村は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付【法第 95 条】

- ① 村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
- ③ 照会受付に当たって本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書等)を照会窓口において提出又は掲示させる。
- ④ ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は掲示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合にお

いては、村長が適当と認める方法により本人確認を行う。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別等について、照会者の住所地市町村に問い合わせ、住民基本台帳と照合することで本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答【法第 95 条】

- ① 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第 5 号により回答する。
- ③ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮【法第 95 条第2項】

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力【法第 96 条】

村は、日本赤十字社沖縄県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前項の3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
（都道府県知事） 殿
（市町村長）

申 請 者

住所（居所）

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

村は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処【法第97条第2項】

村長は、国や県等の関係機関と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請【法第97条第6項】

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 村長への通報【法第98条】

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報する。

(2) 知事への通知【法第98条第3項】

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

村は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示【法第 112 条】

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示(一例)】

読谷村長
年 月 日
時 分 発令

・「読谷村字A、字B」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や屋内に一時退避すること。」

・「読谷村字C、字D」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。」

※【屋内退避の指示について】

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退

避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等【法第 112 条第 3 項、4 項、6 項】

- ① 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
- ② 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。
- ③ 退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も上記①②と同様に伝達等を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 村長は、退避の指示を住民に伝達する村職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び第十一管区海上保安本部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 村職員及び消防職員、消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 村長は、退避の指示を行う村職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。【法第 158 条】

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定【法第 114 条】

村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

村長は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、掲示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。また、放送事業者等に対してその内容を連絡する。
- ③ 警戒区域内には、交通の要所等必要と認める場所に職員を配置し、県警察、第十一管区海上保安本部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

(3) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ③ 村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 村長の事前措置【法第 111 条】

村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除

去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担【法第 113 条】

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動【法第 97 条第7項】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、構成町村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の

応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 村長は、村が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 村長及び消防長は、特に現場で活動する消防職員、消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等【法第 102 条第1～3 項】

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 村が管理する施設の安全の確保【法第102条第3項】

村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村長は、必要に応じ、県警察、第十一管区海上保安本部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、村は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令【法第 103 条】

村長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について村長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、村長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

村は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるため、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処【法第107条】

村は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

村長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

村長は、NBC攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

村は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

事項	留意点
核攻撃等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。 ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、国の指示の下で関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、村の国民保護担当部署(総務課)においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 村長及び比謝川行政事務組合の管理者の権限【法第107条第3項、第108条】

村長及び比謝川行政事務組合の管理者は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の制限 ・移動の禁止

4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

村長及び比謝川行政事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保【法第 110 条】

村長及び比謝川行政事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 村は、電話、村防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、第十一管区海上保安本部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 村は、被災情報の収集に当たっては、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を県及び消防庁に報告する。
- ④ 村は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
- ⑤ 村は、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、読谷村地域防災計画(以下「村地域防災計画」という。)に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策【法 123 条】

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を行い、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の心身双方の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。この場合において、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 村は、村地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を

県と連携し実施する。

(6) 村民への協力要請【法第 123 条】

村は、武力攻撃災害の発生により村域内における村民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、村民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

この場合、村は、必要な援助について協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例【法第 124 条第 3 項、第 4 項】

- ① 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 村は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 村は、村地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村への応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する措置【法第 125 条】

- ① 村は、村の区域に存する重要文化財等に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行ったことに伴い、県教育委員会が所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する場合は、所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財

等の所有者から、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を県に連絡する。

(2) 重要文化財等の応急対策

村は、重要文化財等に武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保に十分配慮のうえ被害状況について調査し、被害状況を県に報告するとともに、県と連携して応急対策を講ずるよう努める。

第10章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。【法第 129 条】

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等【法第 162 条】

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給【法第 134 条第 2 項】

水道事業者として村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理【法第 137 条】

村は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等【法第158条】

ア 特殊標章

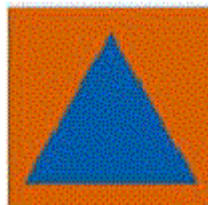
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)



(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理【法第 158 条第 2 項】

村長及び比謝川行政事務組合の管理者並びに消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知)を参考。)

① 村長

- ・ 村職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

② 比謝川行政事務組合の管理者

- ・ 消防団長及び消防団員

③ 消防本部消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等【法第 139 条】

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請【法第 140 条】

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等【法第 141 条】

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償【法第 159 条】

村は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償【法第 160 条】

村は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん【法第 161 条】

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態【法第 172 条～183 条】

村国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

村は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、村緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

目 次

1 読谷村国民保護協議会条例	1
2 読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対策事態対策本部条例	3
3 関係機関等の連絡先	5
4 米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について	13
5 国民保護法(計画の各項目に関連する条項の抜粋)	16
6 国民保護法施行令(計画の各項目に関連する条項の抜粋)	40

1 読谷村国民保護協議会条例

読谷村国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づいて村長の附属機関として設置する読谷村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、法第40条第8項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、法第39条第2項に規定するとおりとする。

(委員及び専門委員)

第3条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、村長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成9年読谷村条例第2号)による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対処事態対策本部条例

読谷村国民保護対策本部及び読谷村緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、読谷村国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び読谷村緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 読谷村国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 村長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部の事務の一部を行う組織として、読谷村現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、読谷村緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 関係機関等の連絡先

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房 総務課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	担当部署は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局 人権人道課	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房 総合政策課	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	担当部署は財務省と同様	千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-2-2
スポーツ庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
文化庁	担当部署は文部科学省と同様	千代田区霞ヶ関3-2-2
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課	千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	大臣官房 文書課	千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	担当部署は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房 危機管理・災害対策室	千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	担当部署は経済産業省と同様	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房 危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3
観光庁	担当部署は国土交通省と同様	千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部 企画課	千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部	千代田区霞が関2-1-3

名称	担当部署	所在地
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1
環境省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関1-2-2
原子力規制委員会	原子力防災課	港区六本木1-9-9
防衛省	防衛政策局 運用政策課	新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	担当部署は防衛省と同様	新宿区市谷本村町5-1

(2) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄総合事務局	総務部防災・危機管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
2	九州管区警察局	広域調整第二課	福岡県福岡市博多区東公園7-7
3	沖縄防衛局	地方調整課	嘉手納町字嘉手納290-9
4	沖縄総合通信事務所	総務課	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区5階
5	沖縄地区税関	総務課	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
6	九州厚生局沖縄事務所	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎西棟2階
7	沖縄労働局	総務課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階
8	沖縄森林管理署	総務グループ	那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3階
9	那覇産業保安監督事務所	管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階
10	大阪航空局 那覇空港事務所	総務課	那覇市安次嶺531-3
11	那覇航空交通管制部	総務課	那覇市鏡水334番地
12	沖縄气象台	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
13	第十一管区海上保安本部	総務課	那覇市港町2-11-1
14	九州地方環境事務所那覇	総務課	那覇市樋川1-15-15

	自然環境事務所		那覇第1地方合同庁舎1階
15	陸上自衛隊 第15旅団	第3部防衛班	那覇市鏡水679
16	海上自衛隊 沖縄基地隊	警備科	うるま市勝連平敷屋1920
17	海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	長崎県佐世保市平瀬町18番地
18	航空自衛隊 南西航空方面隊	司令部防衛部運用課	那覇市字当間301
19	自衛隊沖縄地方協力本部	総務課	那覇市前島3-24-1
20	自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所		宮古島市平良字下里1016 平良合同庁舎
21	自衛隊沖縄地方協力本部 石垣出張所		石垣市字登野城55-4 石垣合同庁舎

(3) 関係指定公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄電力株式会社	防災危機管理室	浦添市牧港5-2-1
2	日本航空株式会社沖縄支店	企画総務課	那覇市山下町3-24
3	全日本空輸株式会社沖縄支店	総務課	那覇市久茂地1-7-1 琉球リース 総合ビル5階
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	総務部	那覇市山下町3-24
5	琉球海運株式会社	管理部	那覇市西1-24-11
6	NTT西日本株式会社沖縄支店	企画部総務担当	浦添市城間4-35-1
7	株式会社NTTドコモ 九州支社沖縄支店	企画総務担当	那覇市壺川3-3-5
8	西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所	統括課	浦添市西原 4-41-1
9	日本銀行那覇支店	総務課	那覇市おもろまち1-2-1
10	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	那覇市与儀1-3-1 複合管理棟5F
11	日本郵便株式会社沖縄支社	経営管理本部 総務・人事部	那覇市東町26-29
12	日本放送協会沖縄放送局	企画編成部	那覇市おもろまち2-6-21

(4) 指定地方公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	琉球エアークommuter株式会社	業務部	那覇市山下町3-1 高良ビル4F
2	久米商船株式会社	海務部	那覇市前島3-16-9
3	大東海運株式会社	総務課	那覇市前島3-25-5
4	合資会社多良間海運	総務課	宮古島市平良字下里108-11
5	八重山観光フェリー株式会社	総務部	石垣市美崎町1番地
6	有限会社安栄観光	船舶課	石垣市美崎町1番地
7	合資会社福山海運		与那国町85
8	一般社団法人沖縄県バス協会	業務課	那覇市泉崎1-2-28
9	公益社団法人沖縄県トラック協会	業務課	那覇市港町2-5-23
10	沖縄都市モノレール株式会社	総務課	那覇市安次嶺377-2
11	一般社団法人 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	総務課	那覇市泉崎2-103-4
12	沖縄セルラー電話株式会社	総務部 リスクマネジメント部	那覇市松山1-2-1
13	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会	業務課	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター
14	沖縄ガス株式会社	総務課	那覇市西3-13-2
15	一般社団法人沖縄県医師会	業務一課	南風原町字新川218-9
16	一般社団法人沖縄県歯科医師会	業務課	南風原町字新川218-1
17	一般社団法人沖縄県薬剤師会		南風原町字新川218-10
18	株式会社ラジオ沖縄	報道部	那覇市西1-4-8
19	沖縄テレビ放送株式会社	総務部	那覇市久茂地1-2-20
20	琉球朝日放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
21	琉球放送株式会社	総務部	那覇市久茂地2-3-1
22	株式会社エフエム沖縄	総務部	浦添市字小湾40

(5) 県の出先機関(各地方本部主要構成機関)

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
東京事務所	総務企画課	東京都千代田区平河町2-6-3	(03)5212-9087	(03)5212-9086
大阪事務所		大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100	(06)6344-6828	(06)6346-1784
北部土木事務所	庶務班	名護市大南1-13-11	(0980)53-1255	(0980)53-5804

北部福祉事務所	総務班	名護市大中2-13-1	(0980)52-2715	(0980)52-7544
北部保健所	総務企画班	名護市大中2-13-1	(0980)52-2714	(0980)53-2505
北部農林水産振興センター	農業水産整備課	名護市大南1-13-11	(0980)52-3766	(0980)53-6835
名護県税事務所		名護市大南1-13-11	(0980)52-2170	(0980)54-0087
中部土木事務所	庶務班	沖縄市美原1-6-34	(098)894-6510	(098)937-2510
中部福祉事務所	総務班	沖縄市美原1-6-28	(098)989-6603	(098)938-9789
中部保健所	総務企画班	沖縄市美原1-6-28	(098)938-9886	(098)938-9779
中部農林土木事務所	計画用地班	沖縄市美原1-6-34	(098)894-6525	(098)937-2533
中部農業改良普及センター		沖縄市美原1-6-34	(098)894-6521	(098)937-2502
コザ県税事務所		沖縄市美原1-6-34	(098)894-6500	(098)937-2501
南部土木事務所	庶務班	那覇市旭町116-37	(098)866-1129	(098)866-6906
南部福祉事務所	総務班	南風原町字宮平212	(098)889-6370	(098)889-6366
南部保健所	総務企画班	南風原町字宮平212	(098)889-6351	(098)888-1348
南部農林土木事務所	土地改良班	那覇市旭町116-37	(098)867-2770	(098)867-2978
南部農業改良普及センター		南風原町山川517	(098)889-3515	(098)835-6010
南部林業事務所		那覇市旭町116-37	(098)941-2583	(098)941-2953
那覇県税事務所		那覇市旭町116-37	(098)867-1066	(098)867-1146
宮古事務所	総務課	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2551	(0980)73-0096
宮古福祉事務所	総務係	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-3771	(0980)73-2131
宮古保健所	総務企画班	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-2420	(0980)72-8446
宮古農林水産振興センター	農林水産整備課	宮古島市字平良西里1125	(0980)72-2365	(0980)73-2314
宮古土木事務所	総務用地班	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2769	(0980)72-1438
八重山事務所	総務課	石垣市真栄里438-1	(0980)82-3040	(0980)82-3760
八重山保健所	総務企画班	石垣市字真栄里438	(0980)82-3240	(0980)83-0474
八重山農林水産振興センター	農林水産整備課	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2342	(0980)83-3542
八重山土木事務所	総務用地班	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2217	(0980)82-1954

(6) 県教育機関、県警本部及び市町村代表

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
沖縄県教育委員会		那覇市泉崎1-2-2	(098)866-2705	(098)866-2710
沖縄県警察本部	警備第二課	那覇市泉崎1-2-2	(098)862-0110	
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町116-37	(098)963-8616	(098)963-8621
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町116-37	(098)963-8651	

(7) 市町村機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
那覇市	総務部防災危機管理課	那覇市泉崎1-1-1	(098)861-1102	(098)862-0614
宜野湾市	総務部防災危機管理室	宜野湾市字野嵩1-1-1	(098)892-3151	(098)892-7022
石垣市	総務部防災危機管理室	石垣市字真栄里672	(0980)87-5533	(0980)83-1427
浦添市	総務部防災危機管理室	浦添市安波茶1-1-1	(098)876-1190	(098)879-0290
名護市	総務部総務課	名護市港1-1-1	(0980)53-1213	(0980)53-6210
糸満市	総務部総務課	糸満市潮崎町1-1	(098)840-8245	(098)840-8112
沖縄市	総務部防災課	沖縄市仲宗根町26-1	(098)939-7773	(098)934-0665
豊見城市	総務部防災管財課	豊見城市字宜保1-1-1	(098)850-8165	(098)850-5343
うるま市	企画部危機管理課	うるま市みどり町1-1-1	(098)979-6760	(098)979-7340
宮古島市	総務部防災危機管理課	宮古島市平良字西里186	(0980)73-1961	(0980)73-1645
南城市	総務部総務課	南城市佐敷字新里1870	(098)948-7111	(098)948-7149
国頭村	総務課	国頭村字辺土名121	(0980)41-2101	(0980)41-5910
大宜味村	総務課	大宜味村字兼久157	(0980)44-3001	(0980)44-3139
東村	総務財政課	東村字平良804	(0980)43-2201	(0980)43-2457
今帰仁村	総務課	今帰仁村字仲宗根219	(0980)56-2101	(0980)56-4270
本部町	総務課	本部町字東5	(0980)47-2101	(0980)47-4576
恩納村	総務課	恩納村字恩納2451	(098)966-1200	(098)966-2779
宜野座村	総務課	宜野座村字宜野座296	(098)968-5111	(098)968-5037
金武町	総務課	金武町字金武1	(098)968-2111	(098)968-2475
嘉手納町	総務課	嘉手納町字嘉手納588	(098)956-1111	(098)956-9508
北谷町	総務部基地安全対策課	北谷町字桑江226	(098)936-1234	(098)936-7474
北中城村	総務課	北中城村字喜舎場426-2	(098)935-2233	(098)935-3488
中城村	総務課	中城村字当間585-1	(098)895-2131	(098)895-3048
西原町	生活環境安全課	西原町字与那城140-1	(098)945-5018	(098)946-6086
与那原町	生活環境安全課	与那原町字上与那原16	(098)945-4688	(098)946-6074
南風原町	総務部総務課	南風原町字兼城686	(098)889-4415	(098)889-7657
渡嘉敷村	総務課	渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098)987-2321	(098)987-2560
座間味村	総務福祉課	座間味村字座間味109	(098)987-2311	(098)987-2004
粟国村	総務課	粟国村字東367	(098)988-2016	(098)988-2206
渡名喜村	総務課	渡名喜村1917-3	(098)989-2002	(098)989-2197

南大東村	総務課	南大東村字南144-1	(09802)2-2001	(09802)2-2669
北大東村	総務課	北大東村字中野218	(09802)3-4001	(09802)3-4406
伊平屋村	総務課	伊平屋村字我喜屋251	(0980)46-2001	(0980)46-2956
伊是名村	総務課	伊是名村字仲田1203	(0980)45-2001	(0980)45-2467
久米島町	総務課	久米島町字比嘉2870	(098)985-7121	(098)985-7080
八重瀬町	総務課	八重瀬町村字東風平1188	(098)998-2200	(098)998-4745
多良間村	総務財政課	多良間村字仲筋99-2	(0980)79-2619	(0980)79-2660
竹富町	防災危機管理課	石垣市美崎町11-1	(0980)82-6191	(0980)82-6199
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国129	(0980)87-2241	(0980)87-2079

(8) 消防機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
那覇市消防局	警防課	那覇市銘川2-3-8	(098)867-0119	(098)869-1190
宜野湾市消防本部	警防課	宜野湾市字野嵩677	(098)892-2299	(098)892-5300
石垣市消防本部	警防係	石垣市字真栄里668	(0980)82-4050	(0980)83-6698
浦添市消防本部	警防係	浦添市前田2-14-1	(098)875-0119	(098)988-0403
名護市消防本部	警防課	名護市大北3-31-50	(0980)52-2121	(0980)52-2442
糸満市消防本部	警備課	糸満市大里962	(098)992-3661	(098)992-2612
沖縄市消防本部	警防課	沖縄市美里5-29-1	(098)929-1192	(098)983-4588
豊見城市消防本部	警防課	豊見城市字高安339-1	(098)850-3105	(098)850-9563
うるま市消防本部	警防課	うるま市字大田44-1	(098)973-4838	(098)973-8313
宮古島市消防本部	警防課	宮古島市平良字下里1792-6	(0980)72-0943	(0980)73-1647
久米島町消防本部	警防課	久米島町字嘉手苺970	(098)985-3281	(098)985-3942
本部町今帰仁村消防組合消防本部	警防課	本部町字大浜850-3	(0980)47-7119	(0980)47-5357
島尻消防組合消防本部	警防係	南城市玉城字屋嘉部194	(098)948-1778	(098)948-7169
東部消防組合消防本部	警防課	南風原町字与那覇226	(098)945-2200	(098)889-7601
中城北中城消防組合消防本部	警防課	北中城村字大城404	(098)935-4748	(098)935-3489
金武地区消防衛生組合消防本部	警防課	金武町字金武7745	(098)968-2020	(098)968-2429
国頭地区行政事務組合消防本部	警防課	国頭村字辺土名1727	(0980)41-5100	(0980)41-2915
ニライ消防本部	警防課	嘉手納町字屋良1220	(098)956-9914	(098)956-9944

(9)避難施設

	名称	住所	電話	FAX
1	渡慶次公民館	字渡慶次 180	(098)958-4922	(098)958-4300
2	渡慶次小学校	字瀬名波 510	(098)958-2503	(098)958-2799
3	儀間公民館	字長浜 1409	(098)958-3002	(098)958-1053
4	瀬名波公民館	字瀬名波 138	(098)958-2594	(098)958-1153
5	宇座公民館	字長浜 1840-2	(098)958-2231	(098)958-4500
6	高志保公民館	字高志保 260	(098)958-4455	(098)958-2031
7	読谷村立図書館	字波平 37	(098)958-3113	(098)958-3129
8	読谷保育所	字高志保 1406	(098)958-3024	(098)958-9019
9	波平公民館	字波平 61	(098)958-2229	(098)958-6069
10	読谷小学校	字高志保 1277-1	(098)958-2403	(098)958-2899
11	読谷中学校	字座喜味 2976-2	(098)958-2303	(098)958-2546
12	読谷村生き活き健康センター	字都屋 167-2	(098)957-3366	(098)957-1761
13	世界遺産座喜味城跡 ユンタンザミュージアム	字座喜味 708-4	(098)958-2254	(098)982-9022
14	座喜味公民館	字座喜味 154	(098)958-2228	(098)958-4036
15	喜名公民館	字喜名 2207	(098)958-2236	(098)958-5190
16	喜名小学校	字喜名 401	(098)958-2405	(098)958-2794
17	読谷村南保育所	字楚辺 1030-1	(098)956-4179	(098)956-4177
18	伊良皆公民館	字伊良皆 177-3	(098)956-2235	(098)957-3129
19	古堅中学校	字伊良皆 297	(098)956-2221	(098)956-4994
20	古堅小学校	字楚辺 999-1	(098)956-2158	(098)956-2202
21	大木公民館	字大木 294	(098)956-2020	(098)957-3452
22	牧原公民館	字比謝 315-4	(098)956-2328	(098)979-5568
23	比謝公民館	字比謝 26	(098)956-2234	(098)957-3607
24	古堅公民館	字古堅 75-3	(098)956-2238	(098)957-2942
25	古堅南小学校	字古堅 612-1	(098)956-1129	(098)956-1225
26	読谷村体育センター	字座喜味 2975	(098)982-9231	(098)982-9229
27	読谷村地域振興センター	字喜名 2346-11	(098)958-7240	(098)987-2560
28	沖縄県立読谷高等学校	字伊良皆 198	(098)956-2157	(098)982-9202
28	長浜地区運動広場	字長浜 364	(098)982-9215	(098)982-9202
29	宇座東公園	字高志保 1601	(098)982-9220	(098)982-9202
30	井之原公園	字波平 424-2	(098)982-9220	(098)982-9202
31	観音堂公園	字喜名 448-1	(098)982-9220	(098)982-9202
32	楚辺東公園	字楚辺 1272-5	(098)982-9220	(098)982-9202
33	セーラの森公園	字座喜味 1975	(098)982-9220	(098)982-9202
34	読谷村運動広場	字座喜味 2976	(098)982-9231	(098)982-9202

4 米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について

閣副安危第300号

平成18年9月21日

関係都道府県国民保護主管部長 殿

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

内閣参事官（事態法制企画担当）

（公印省略）

米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について

武力攻撃事態等での米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難については、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」において、「米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、（中略）国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとする。」こととされている。これを受け、国においては、関係省庁で検討を行うとともに、在日米国大使館及び在日米軍と調整を行ってきたところであるが、政府レベルでの協議で得られた協議結果は下記のとおりであるので通知する。

各都県が連絡・協議を行う個別の米軍との連絡窓口については、既に連絡し、各都県においては各米軍施設・区域と一定の調整や連絡を取って頂いているところであるが、今後、各都県においては、以下のとおりの米側との協議結果に基づき、これらの事項について、調整や意見交換を継続して頂くとともに、当該意見交換等の状況について政府に対し連絡頂きたい。さらに、各都県が米軍と協議を行う中で、国レベルでの調整が必要と考えられる事項が生じた場合には、適宜相談頂きたい。

また、本年度は、市町村国民保護計画の作成が本格化すると考えられることから、各都県においては、下記の事項に関し、関係市町村との間で説明及び調整を行うとともに、必要に応じ、今後行われる各都県と米軍施設・区域との協議への関係市町村の参加又は同行について各米軍施設・区域と調整頂きたい。

なお、日本政府から各都県に対して本通知を発出したこと及び本通知の内容を、

米側から各米軍施設・区域の担当者に伝えることについて、米側の了解を得ている。

記

1. 緊急時における米軍から地方公共団体への情報提供

- (1) 武力攻撃事態等においては、国民保護法第44条に基づき、国の対策本部長が警報を発令するなど、米軍施設・区域周辺の住民を含め、国民に必要な情報提供を行うほか、事態対処法第3条第5項に基づき、国は武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について明らかにすることとしている。
- (2) 一方、突発的な武力攻撃等により、これらの警報の発令又は情報提供を待たずに、現地レベルで得られる情報を活用することなどにより、直ちに市町村長又は都道府県知事が退避の指示、警戒区域の設定、緊急通報の発令等を行うことが必要な場合がありうる。
- (3) 国からの避難措置の指示等がなされていない状況における、このような地方公共団体による国民保護措置については、米側においても、米軍施設・区域周辺の住民の安全確保の観点等からも有益であると考えており、今般、地方の米軍施設・区域と消防機関、警察機関等との間で平素から構築されている連絡体制を活用して、米軍施設・区域内において差し迫っている又は既に発生している危険又は災害が、当該米軍施設・区域周辺の住民又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある場合などに、情報提供を行うことが可能であることを、米側と確認した。各都県及び関係市町村においては、日米双方の情報連絡を行う担当者の確認を行うなど、必要な調整を行って頂きたい。
- (4) また、各都県及び関係市町村においては、(3)の米側から提供された情報を日本側の関係機関が共有できるよう、当該情報の連絡・共有体制についてあらかじめ調整頂きたい。

2. 米国軍人・軍属の家族や米軍施設・区域内の駐留軍従業員等の避難誘導

- (1) 米軍施設・区域内の管理権は、日米地位協定に基づき、米国が有しており、武力攻撃事態等における米軍施設・区域内の米軍軍人・軍属の家族や駐留軍従業員等の安全確保については、米軍が実施することとなる。
- (2) 一方で、米側より、状況によっては米軍軍人・軍属の家族及び駐留軍従業員等が米軍施設・区域外に避難し、地方公共団体による国民保護措置の実施が必要とされることもありうる旨の説明を受けている。今後、地方レベルにおける協議において、米側から、このような要望があった場合には、避難が行われる場合に必要な調整を円滑に行うことができるよう、あらかじめ米軍施設・区域との必要な連絡体制の構築等について協議頂きたい。
- (3) また、武力攻撃事態等において、各都県の知事又は関係市町村長が緊急通報、

避難の指示などを行った場合には、これらの措置に係る情報は、米軍施設・区域において米軍が安全確保に関する措置を実施する際に有益であることから、各都県の知事又は関係市町村長は、緊急通報、避難の指示及び退避の指示の内容等安全の確保に資する情報について、適時に米軍施設・区域に連絡頂きたい。

3. 緊急時における米軍施設・区域への限定的かつ人道的な立入り

(1) 武力攻撃事態等は、平時における災害とは全く異なった状況であることを理解することが必要であるが、このような事態等において、例えば、迅速な住民の避難や救援等を行う場合に、避難経路が武力攻撃災害等によって寸断され、他に方法がない場合や傷病者等の緊急搬送を行う必要がある場合には、米軍施設・区域に対する限定的かつ人道的な立入り（通行）が必要となる場合がある。

(2) 緊急時における米軍施設・区域内への立入の問題については、平成13年1月11日に合意された日米合同委合意「日本の緊急車両による在日米軍の施設・区域への限定された人道的立入」がある。武力攻撃事態等において、緊急車両が米軍施設・区域を通行するために、地方の米軍施設・区域司令官と同合同委合意に基づく現地実施協定を締結することは可能であると確認したので、同合同委合意に基づく立入を希望する各都県においては、関係市町村とも連携しながら、各米軍施設・区域と、同合同委合意の活用について協議頂きたい。

※「緊急車両」としては、例えば、警察車両や消防車両のほか、千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第六十六条3に規定する特殊標章を表示した車両等が想定される。このような車両等による米軍施設・区域への人道的立入を希望する各都県においては、その必要性等について各米軍施設・区域と協議の上、現地実施協定の締結又は見直しを行い、必要な事項を定めておく必要があると考えられる。

4. 米軍施設・区域との連絡窓口

(1) 国民保護に関する各米軍施設・区域の窓口の問題については、既に政府レベルで在日米軍から提供されたリストに基づき、地方レベルでの議論を行って頂いているところであるが、その議論の中で、米側から提示されたリストにある担当者のみではなく、別の担当者との協議や、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域の更なる連絡体制の強化の必要性について指摘がなされたところである。地方レベルで、各米軍施設・区域の実情に応じて、連絡体制の更なる強化について議論することは望ましいことと考えられるが、武力攻撃事態等における地方公共団体と各米軍施設・区域との間の連絡体制の重要性に鑑み、米側と新たな窓口の設置を検討する場合には、その検討内容について政府に連絡頂きたい。

(2) なお、米側から提供されたリストに記載された米側の担当者が既に異動していた事例があったことから、別添資料のとおり更新されたリストが米側から提供された。今後は、必要があれば、各都県において、米軍施設・区域の担当者との間で、このリストを更新して頂いても差し支えない。

5 国民保護法(計画の各項目に関連する条項の抜粋)

(定義)

第二条

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第六条 国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(日本赤十字社の自主性の尊重等)

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置につい

ては、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

(国民に対する情報の提供)

第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

(留意事項)

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

第十一条 都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第十七条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

(事務の委託のの特例)

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。）にこれを管理し、及び執行させることができる。

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十一条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(安全の確保)

第二十二条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置について、

その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)

第二十五条 内閣総理大臣は、事態対処法第九条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるときは、併せて第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。

(指定の要請)

第二十六条

2 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に対し、当該市町村について前条第一項の指定を行うよう要請することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあつては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあつては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関す

る計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 - 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するとき、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

- 第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。
- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
 - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
 - 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するとき、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
 - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
 - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
 - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
 - 四 当該市町村の副市町村長
 - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
 - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
 - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(組織の整備)

第四十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(訓練)

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

(啓発)

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(市町村長による警報の伝達等)

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

(避難の指示)

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する都道府県知事は、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(避難実施要領)

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

(市町村長による避難住民の誘導等)

第六十二条 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

6 市町村長は、避難住民を誘導するときは、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察官等による避難住民の誘導等)

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち

国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

（市町村長との協議等）

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（次項及び第三項において「警察署長等」という。）は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（避難住民を誘導する者による警告、指示等）

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

（避難住民の復帰のための措置）

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

（避難住民の誘導への協力）

第七十条 避難住民を誘導する警察官等、第六十二条第一項若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六十七条第三項の規定により避難住民を誘導する者又は同条第四項の規定により避難住民の誘導を補助する者は、避難住民の誘導のため必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(救援の実施)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による指示（以下この項において「救援の指示」という。）を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、次に掲げる救援（以下単に「救援」という。）のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを行うことができる。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。第八十二条において同じ。）の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療の提供及び助産
- 五 被災者の搜索及び救出
- 六 埋葬及び火葬
- 七 電話その他の通信設備の提供
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

(市町村長による救援の実施等)

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合において、都道府県知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を補助するものとする。

(日本赤十字社による措置)

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

(緊急物資の運送)

第七十九条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事及び市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材（次項及び第一百五十五条第一項において「緊急物資」という。）の運送を求めることができる。

(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、都道府県知事及び都道府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第八十一条 都道府県知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項において単に「物資」という。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 前項の場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに同項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県知事の行う救援を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(土地等の使用)

第八十二条 都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第八十四条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することがで

きる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、都道府県知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

- 2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

(武力攻撃災害への対処)

第九十七条

- 2 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。
- 6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

る。

- 7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

(発見者の通報義務等)

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（次項及び第四項において「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

- 3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(緊急通報の発令)

第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令しなければならない。

(関係機関への緊急通報の通知等)

第一百条 都道府県知事は、前条第一項の規定により緊急通報を発令したときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長、当該都道府県の他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知しなければならない。

(緊急通報の放送)

第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(生活関連等施設の安全確保)

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災

害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第三百条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第七百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七百七条 内閣総理大臣は、武力攻撃に伴って放射性物質、放射線、サリン等（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等をいう。）若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）又は危険物質等による汚染（以下単に「汚染」という。）が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。

- 3 前項の場合において、都道府県知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ず

る必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長に対し、必要な協力を要請することができる。

(武力攻撃災害を制御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第百八条 前条第一項又は第二項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- 二 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- 三 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- 四 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- 五 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- 六 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

(協力の要請に係る安全の確保)

第百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第百七条第二項及び第三項の規定により関係都道府県知事並びに関係市町村長、関係消防組合の管理者又は長及び警視総監又は道府県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、都道府県、市町村及び消防組合の職員（警察官及び消防吏員を含む。）の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(市町村長の退避の指示等)

第百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。第四項において同じ。）をすべき旨を指示することができる。

- 3 市町村長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなけ

ればならない。

- 4 市町村長は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 都道府県知事は、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(応急公用負担等)

第百十三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 5 災害対策基本法第六十四条第七項から第十項までの規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同条第七項において準用する同法第六十三条第二項中「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは「都道府県知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき」と、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)

第百十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力)

第百十五条 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

- 2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十

分に配慮しなければならない。

(保健衛生の確保への協力)

第二百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

(廃棄物処理の特例)

第二百二十四条

- 3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- 4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(被災情報の収集)

第二百二十六条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集に努めなければならない。

(被災情報の報告)

第二百二十七条 市町村長及び指定地方公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

第二百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第二百二十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民

生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

第百三十四条

2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項の水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項の水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項の工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（公共的施設の適切な管理）

第百三十七条 河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項の道路及び道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。）、港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。）及び空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ。）の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

（応急の復旧）

第百三十九条 指定行政機関の長等は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、当該施設及び設備について、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

（応急の復旧に関する支援の求め）

第百四十条 前条の場合において、都道府県知事等又は指定公共機関は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長等又は指定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

（武力攻撃災害の復旧）

第百四十一条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならない。

(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等)

第百四十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)

第百四十五条 指定行政機関の長等は、第百四十二条に規定するもののほか、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は当該国民の保護のための措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(避難施設の指定)

第百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

(職員の派遣の要請)

第百五十一条 地方公共団体の長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第四項の行政執行法人をいう。）をいう。以下この項及び第百五十三条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

(職員の派遣のあっせん)

第百五十二条 都道府県知事等又は市町村長等は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、前条第一項の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(電気通信設備の優先利用等)

第百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるとき

は、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（特殊標章等の交付等）

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

2 次の各号に掲げる者（以下この項において「指定行政機関長等」という。）は、武力攻撃事態等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める職員で国民の保護のための措置に係る職務を行うもの（指定行政機関長等の委託により国民の保護のための措置に係る業務を行う者を含む。）又は指定行政機関長等が実施する国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者又は当該国民の保護のための措置に係るこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所等を識別させるため、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させることができる。

- 一 指定行政機関の長 当該指定行政機関の職員
- 二 都道府県知事 当該都道府県の職員（次号及び第五号に定める職員を除く。）
- 三 警視総監及び道府県警察本部長 当該都道府県警察の職員
- 四 市町村長 当該市町村の職員（次号及び第六号に定める職員を除く。）
- 五 消防長 その所轄の消防職員
- 六 水防管理者 その所轄の水防団長及び水防団員

（損失補償等）

第百五十九条 国及び地方公共団体は、第八十一条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）、第八十二条、第百十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）、同条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）において準用する災害対策基本法第六十四条第七項若しくは第八項、第二百五条第四項又は第百五十五条第二項において準用する同法第七十六条の三第二項後段（同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（損害補償）

第百六十条 国及び地方公共団体は、第七十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第百十五条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(総合調整及び指示に係る損失の補てん)

第百六十一条 国は、国民の保護のための措置(第百四十一条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置を除く。)の実施に関し、都道府県又は指定公共機関に対し、事態対処法第十四条第一項の規定により対策本部長が総合調整を行い、又は第五十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項、第六十八条、第七十三条第一項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第八十八条第一項の規定により内閣総理大臣が指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって当該都道府県又は指定公共機関が損失を受けたときは、それぞれ、当該都道府県又は指定公共機関に対し、政令で定めるところにより、その損失を補てんしなければならない。ただし、当該都道府県又は指定公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第百六十二条 国は、別に法律で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の国税その他国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができる。

(国、地方公共団体等の責務)

第百七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。)においては、その組織及び機能の全てを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態対処方針(同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。))が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第百八十三条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二条第三項第二号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。)を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処事態においては、この法律で定めるところにより、その業務について、緊急対処保護措置を実施する責務を有する。
- 4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急対処保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(国民の協力等)

第七十三条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

- 2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。
- 3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第七十四条 緊急対処保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

- 2 前項に規定する緊急対処保護措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(国民の権利利益の迅速な救済)

第七十五条 国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

(指定行政機関及び指定地方行政機関の実施する緊急対処保護措置)

第七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する緊急対処保護措置)

第七十七条 都道府県知事は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

- 2 都道府県の委員会及び委員は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。
- 3 第十一条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは、「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

(市町村の実施する緊急対処保護措置)

第七十八条 市町村長は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、この法律その他法

令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 市町村の委員会及び委員は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

3 第十六条第三項から第五項までの規定は、市町村長等が前二項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「対処基本方針」とあるのは「緊急処理事態対処方針」と、同条第五項中「第十一条第四項」とあるのは「第一百七十七条第三項において準用する第十一条第四項」と読み替えるものとする。
(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する緊急対処保護措置)

第一百七十九条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る緊急対処保護措置を実施しなければならない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関が前項の規定により緊急対処保護措置を実施する場合について準用する。

(安全の確保)

第一百八十条 国は指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置について、都道府県は当該都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る緊急対処保護措置について、市町村は当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る緊急対処保護措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(緊急処理事態対策本部の所掌事務等)

第一百八十一条 緊急処理事態対策本部（事態対処法第二十三条第一項の緊急処理事態対策本部をいう。次項において同じ。）は、事態対処法第二十四条において準用する事態対処法第十二条第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置の総合的な推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

2 第二十四条第二項から第七項までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、同条第二項中「国民の保護のための措置」とあるのは、「緊急対処保護措置」と読み替えるものとする。

(基本指針等の必要記載事項)

第一百八十二条 政府は、緊急処理事態に備えて、基本指針において、第三十二条第二項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

2 指定行政機関の長、都道府県知事、市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画において、第

三十三条第二項各号、第三十四条第二項各号、第三十五条第二項各号及び第三十六条第三項各号に掲げる事項のほか、緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

- 3 都道府県知事及び市町村長が前項の規定により緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項を定める場合における第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定の適用については、第三十七条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号中「国民の保護のための措置」とあるのは、「国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）」とする。

（準用）

第百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節（第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。）及び第三節（第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。）、第四十二条、第二章（第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。）、第三章（第八十八条及び第九十三条を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第百四十一条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条及び第百五十一条から第百五十六条まで並びに第七章（第百六十一条第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

6 国民保護法施行令(計画の各項目に関連する条項の抜粋)

(政令で定める救援)

第九条 法第七十五条第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。

- 一 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 二 学用品の給与
- 三 死体の捜索及び処理
- 四 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(生活関連等施設)

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力五万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧十万ボルト以上のものに限る。)
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売事業(同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)
- 三 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの
- 五 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号の電気通信事業者(同法第九条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第十二条の二第四項第二号口の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号口の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数三万に満たないものを除く。)
- 六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)を行うものに限る。)が行う放送法第二条第四号の国内放送(地上基幹放送に限る。)の業務に用いられる放送局(同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。)であって、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同

法第二条第一号の放送をされる同条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設

九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム

十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

（危険物質等）

第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）

二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類

四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）

五 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）

六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の七第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）

七 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）

八 医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）

九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば

同法の適用を受けることとなるものに限る。)

十 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第一項の毒性物質(同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで(同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。))又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

(危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置)

第二十九条 法第百三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
前条第一号に掲げる物質	イ 二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所(消防法第十一条第一項第一号の移送取扱所をいう。以下この項において同じ。)において取り扱うものにあつては、総務大臣 ロ 消防本部等所在市町村(消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村をいう。以下この項において同じ。)以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これらが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設	法第百三条第三項第二号及び第三号に掲げる措置

	置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長	
前条第二号に掲げる物質	イ 毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うものにあつては、当該登録の権限を有する者（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合にあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事） ロ 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うものにあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第六号に掲げる物質	原子力規制委員会	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第八号に掲げる物質	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するものにあつては厚生労働大臣及び都道府県知事、専ら動物のために使用されることが目的とされているものにあつては農林水産大臣）	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第九号に掲げる物質	経済産業大臣	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第十号に掲げる物質	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令（平成七年政令第三百九十六号）第二条第二項に規定する主務大臣	法第百三条第三項各号に掲げる措置
前条第十一号に	経済産業大臣	法第百三条第三

掲げる物質		項各号に掲げる措置
<p>備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が 事象対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置 を含まないものとする。</p>		